

平成30年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第28号 「三重県いじめ防止条例案」	1
議案第55号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	5
議案第58号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」	6
議案第76号、議案第77号 「損害賠償の額の決定及び和解について」	7
議案第78号、議案第79号 「損害賠償の額の決定及び和解について」	8

II 所管事項説明

1 『平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』 における事務事業等の見直しについて（教育委員会所管分）	9
2 「平成29年度学校防災取組状況調査」結果の概要について	12
3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について 別添資料1 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（最終案）	24
4 県立高等学校生徒募集定員の策定について	25
5 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について 別添資料2 平成33年度までの募集定員の公私比率等について	31
6 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度について	32
7 平成28年度包括外部監査結果に対する対応結果（教育委員会関係） について	37
8 三重県部活動ガイドラインについて 別添資料3 三重県部活動ガイドライン（最終案）	40
9 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について	46
10 三重県総合教育会議の開催状況について	51
11 審議会等の審議状況について	53

平成30年3月14日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第28号

「三重県いじめ防止条例案」

1 制定理由

いじめは、いじめを受けた児童生徒の学ぶ権利を侵害し生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの問題を社会全体の課題として捉え、法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与するため、「三重県いじめ防止条例」を制定します。

2 条例の主な内容

(1) 基本理念 (第3条)

- ①いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- ③児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。
- ④いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服する。

(2) いじめの禁止 (第4条)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 県の責務 (第5条)

県は、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(4) 学校の設置者の責務 (第6条)

学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携する。

(5) 学校及び学校の教職員の責務（第7条）

- ①学校及び学校の教職員は、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。
- ②学校及び学校の教職員は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。
- ③学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行う。
- ④学校及び学校の教職員は、児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

(6) 保護者の責務（第8条）

- ①保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導等を行うよう努める。
- ②保護者は、その監護する児童生徒の話を知るとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護する。
- ③保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(7) 県民及び事業者の役割（第9条）

- ①県民及び事業者は、児童生徒を見守り、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努める。
- ②県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、学校又はいじめの防止等に関する機関等に情報を提供するよう努める。

(8) 児童生徒の役割（第10条）

- ①児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努める。
- ②児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族等に相談するよう努める。

(9) いじめの早期発見のための措置（第15条第2項）

県は、いじめの防止等に関する機関等と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備する。

(10) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(第17条第1項、第2項)

- ① 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、ソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえる。
- ② 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及び事案に対処する体制を整備する。

(11) 啓発活動(第18条第2項)

いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

(12) 学校相互間等の連携協力体制の整備(第19条)

県は、市町及び学校の設置者等と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援等を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備する。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 条例の趣旨を踏まえたいじめの防止に係る主な取組

(1) 啓発と社会総がかりの取組

① リーフレット、フォーラム等を通じた周知・啓発

<4月>

- ・ 子どもや保護者用に、条例を分かりやすく解説したリーフレットを作成し、配布

(3種類：小学校1、2、3年生用、小学校4、5、6年生用、中高生用)

- ・ 子どもに関わる機関や事業者等向けに、条例の概要版を作成し、配布
- ・ 県広報誌を活用した条例の周知

<11月>

- ・ いじめの問題に係るフォーラム(仮称)の開催
(対象) 教員、保護者、県民や各種事業者等
(内容) 意見交流会に参加した高校生による「行動宣言」等の成果の発表、有識者による講演、いじめの防止に向けた意見交換
- ・ 県広報誌を活用したいじめの防止の重要性等に係る啓発

② 学校の教職員等への周知

- ・ 年度当初の様々な会議、研修会等で条例の周知

(2) 児童生徒が主体的かつ自主的に行動できる力の育成

- ・いじめの防止に向けた意見交流会の開催（7月、8月予定）
中学生意見交流会（県内4か所）、高校生意見交流会（県内1か所）

(3) 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

- ・弁護士が教員と連携し、「いじめ事例別ワークシート」を活用した出前授業を実施（通年）

(4) 安心して相談できる体制の整備

- ・生徒がより相談しやすい環境をつくるため、SNSを活用した相談窓口を開設
- ・相談員（臨床心理士）が生徒とSNSで相談し、緊急対応が必要な事案は関係機関に依頼

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①みえネットスキルアップサポート（年2回）

- ・スマートフォン等の利用に係る知識や理解の向上及び態度の育成を図るため、小学校3年生から中学校3年生を対象に、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施

②ネットパトロール（年3回 各15日間）

- ・インターネット上の問題のある書き込みを外部の専門業者に委託し監視

③インターネット上のいじめの防止に係る保護者への啓発（通年）

- ・保護者等で編成する「ネット啓発チーム」によるネット啓発講座を実施

④スマートフォン等の使用に関する啓発リーフレットの配布

- ・スマートフォン等の使用に関する実態調査の結果をふまえ、インターネットの危険性等を示した啓発リーフレットを、平成30年3月上旬にすべての小中高校生に配布

議案第55号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

平成30年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 改正内容等

(1) 平成30年度の児童生徒数

平成29年度に比べ、全体で約2,520人の減となる見込みです。

小学校： 約460人減 中学校： 約1,740人減

高等学校： 約360人減 特別支援学校： 約40人増

(2) 国で定める定数（法定数）

学校の統廃合、児童生徒数の変動及び特別支援学級の増等により、全体で146人の減となります。

小学校： 35人減 中学校： 105人減

高等学校： 43人減 特別支援学校： 37人増

(3) 県単定数

小中学校においては、少人数教育の定数52人（小学校40人、中学校12人）を継続して配置します。また、学校統合加配の減により、小学校で12人の減、中学校で増減なしとなり、小中学校全体では12人の減となります。

県立学校では、四日市工業高等学校専攻科の設置、現業職員等の定数整理等により、高等学校で1人の増、特別支援学校は1人の減となり、県全体では12人の減となります。

小学校： 12人減 中学校： 増減なし

高等学校： 1人増 特別支援学校： 1人減

以上のことから、平成30年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成29年度に比べ158人減少し、合計で15,423人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

（単位：人）

	平成30年度			平成29年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,855	73	6,928	6,890	85	6,975	△35	△12	△47
中学校	3,642	70	3,712	3,747	70	3,817	△105	±0	△105
高等学校	3,365	133	3,498	3,408	132	3,540	△43	+1	△42
特別支援学校	1,232	53	1,285	1,195	54	1,249	+37	△1	+36
合 計	15,094	329	15,423	15,240	341	15,581	△146	△12	△158

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第58号

「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

平成28年4月1日、県立名張桔梗丘高等学校および県立名張西高等学校を統合し、両校のよさを継承し取組を発展させることにより、生徒の幅広い学習ニーズに対応する普通科高校として県立名張青峰高等学校を開校しました。

これに伴い、県立名張桔梗丘高等学校および県立名張西高等学校が、平成30年3月31日に閉校となることから、両校を廃止しようとするものです。

2 改正内容

「三重県立名張桔梗丘高等学校」および「三重県立名張西高等学校」に係る規定を削ります。

3 施行期日

平成30年4月1日

なお、施行の日の前日において県立名張桔梗丘高等学校および県立名張西高等学校に在学している者は、施行の日に県立名張青峰高等学校に在学しているものとしします。

議案第76号、議案第77号

「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

平成29年10月23日、県立津工業高等学校敷地内に設置されている投球練習場の屋根の支柱が、台風第21号に伴う強風により倒壊し、隣接する住宅敷地内のフェンス等を破損しました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

- (1) 氏名 [REDACTED]
損害賠償額 159,840円 (フェンス、ブロック塀等修理費用)
- (2) 氏名 [REDACTED]
損害賠償額 63,720円 (フェンス修理費用)

3 和解の内容

過失割合 10 (県) : 0 (相手方)

議案第78号、議案第79号

「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

平成29年12月5日、県立稲葉特別支援学校敷地内の樹木の枝が、強風により同校敷地内駐車場に駐車していた車両に落下し、車体を損傷しました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

(1) 氏名 [REDACTED]
損害賠償額 78,840円 (車両修理費用)

(2) 氏名 [REDACTED]
損害賠償額 28,512円 (車両修理費用)

3 和解の内容

過失割合 10 (県) : 0 (相手方)

II 所管事項説明

1 『平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における事務事業等の見直しについて(教育委員会所管分)

1 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの(複数回の見直しを行う)
- ・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における事務事業の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したのものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したのものには、「☆」を付けています。

(1)平成29年度から平成31年度における見直し 該当無し

(2)平成30年度の見直し 該当無し

(3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
6	県立学校体育施設 開放事業費	平成31年度	現在、利用者から体育施設の使用にあたって照明代相当の実費のみを徴収しており、体育用具の損耗等に係る費用は徴収していない。このことから、これらの経費について、受益者に応分の負担を求めていく必要があると考え、使用料徴収に向けて取組を進める。	4,509	教育委員会
7	学力向上のための 高校生ビブリオバトル推進事業費	平成32年度	本事業によって高校生の中にビブリオバトルは広がりを見せており、高校生の読書活動につながっていることから、平成31年度までは継続することとし、その間に事業効果の検証を続けるとともに、実施方法の見直しを行う。	526	教育委員会

2 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1) 平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの。(複数回の見直しを行う)

- ・「(2) 平成30年度の見直し」、「(3) 平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したのものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したのものには、「☆」を付けています。

(1) 平成29年度から平成31年度における見直し 該当無し

(2) 平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
○ 8	文化財保護事業補助金(地域文化財総合活性化事業)	平成30年度	文化財の保存修理については、経年劣化により修復を必要とするものが増加し、所有者等の要望も多い。そのため、活用・防災事業の実施を条件として、保存修理事業を継続するが、活用・防災事業に対する補助については、平成29年度をもって廃止する。	86,296	教育委員会

(3) 平成31年度以降の見直し 該当無し

3 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○見直しにあたっては、次の基本的な考え方に基づいて方向性の検討を行いました。

- (1) 引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。
- (2) 引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。
- (3) 管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適切か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFIの導入、収支改善等に努めることとします。

なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
21	鈴鹿青少年センター ＜指定管理＞	当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。 学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、今後の見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 民間による有効活用も視野に入れながら、平成31年度末までに方向性を定める。	教育委員会

2 「平成29年度学校防災取組状況調査」結果の概要について

1 調査の目的

平成23年12月に策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」に挙げた主な課題に対する、県内の公立学校の取組状況を継続的に把握し、今後の学校防災の取組を一層推進することを目的に調査を実施しています。

2 調査の対象

県内の公立小中学校、県立学校 合計596校

- ・公立小中学校 513校（小学校358校、中学校155校）
（義務教育学校は小学校、中学校に含めて集計）
- ・県立学校 83校（通信制を除く。）
（名張青峰、名張西は1校として集計）

3 調査の時点

小中学校：平成30年2月9日

県立学校：平成30年2月2日

4 調査結果のポイント ※（ ）内は前年度

（1）学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況（別紙項目1）

すべての学校において、学校防災リーダーを中心に、防災教育・防災対策が推進されており、その主な取組は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・防災に関する計画の見直し | 100.0% (100.0%) |
| ・防災教育の指導計画の作成や見直し | 91.4% (91.8%) |
| ・防災に関する教職員の研修 | 75.8% (80.3%) |
| ・児童生徒の防災学習の指導 | 95.3% (95.9%) |
| ・施設設備や備品等の安全点検や対策 | 97.0% (97.2%) |

学校における防災教育・防災対策は、教職員の災害に対する知識や理解を基盤にして組織的に取り組むことが重要です。みえ防災・減災センターと連携し、学校防災リーダー等教職員を対象とした研修の実施や、学校での教職員対象の防災研修及び児童生徒対象の防災学習を支援することにより、学校防災リーダーを中心とした推進体制がとれるよう取り組んでいきます。

（2）学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況（別紙項目2）

「学校の防災に関する計画」の内容を、保護者や地域に知らせている学校の割合が93.8%（90.8%）と年々増加しています。

学校の防災計画を公開することは、家庭や地域と連携していくうえでの基本であることから、すべての学校で公開されるよう要請していきます。

(3) 防災学習の実施状況（別紙項目6）

ア 防災ノートを活用

すべての学校が、「防災ノート」を活用した防災学習に取り組んでおり、その活用方法は以下のとおりです。

- ・防災学習の教材として 83.6% (84.3%)
- ・避難訓練等の事前・事後の指導のため 85.6% (83.4%)
- ・家庭への防災啓発の材料として 55.2% (48.9%)

また、家庭における防災の取組を推進することを目的として作成、配付している「ワークシート」を児童生徒が家庭に持ち帰った学校が 88.9% (86.2%) と増加しています。

「指導者用防災ノート」や「防災ノート映像指導資料」のさらなる活用を図るとともに、学校防災リーダー等教職員研修会において、「防災ノート」や「ワークシート」を活用しての防災学習や、家庭における防災の啓発の取組事例を紹介するなどして、さらに効果的な防災学習が各校で実施されるよう取組を進めていきます。

イ 体験型学習の実施

体験型防災学習に取り組んだ学校は 75.7% (75.7%) となっています。

体験型防災学習は、児童生徒が学んだ知識を実感し、体得するために大変有効です。学校が実施する防災タウンウォッチング、防災マップ作りなどの防災学習や、災害図上訓練などに職員を派遣し、支援を行っていきます。

ウ ポータルサイト「学校防災みえ」の活用

平成 28 年 6 月に県教育委員会ホームページに開設したポータルサイト「学校防災みえ」を活用した学校の割合が 81.7% (83.4%) となっており、その中でも「防災教育実践事例」が 62.2%、「防災教材・教職員用資料」が 63.2%と、他のページよりも活用の割合が高くなっています。

学校が実施した防災学習の優良事例を掲載するなどして、ポータルサイトのさらなる活用を図っていきます。

(4) 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数（別紙項目7）

1校あたりの訓練実施回数は 3.84 回 (3.82 回) と前年度と同程度となりました。

内容別では、「地震避難訓練」を実施している学校の割合が 94.3% (95.4%) と最も高く、次いで「火災避難訓練」が 90.9% (89.8%) となっています。また、「津波避難訓練」を実施している学校の割合が 40.1% (39.2%)、「風水害避難訓練」が 10.1% (9.5%) と、地域の実態を踏まえた訓練を実施する学校が少しずつ増えてきています。そのほか、「引き渡し訓練」が 43.6% (44.6%)、「避難所運営訓練」が 8.2% (7.5%)、「図上訓練」が 9.2% (8.5%) となっています。

熊本地震では、学校での避難所運営に課題が見られたことから、平成 29 年度は前年度に続き、教職員を対象に避難所運営ゲーム（HUG）を題材としての体験型防災学習実践研修会を、県内 5ヶ所で開催しました。平成 30 年度においても、みえ防災・減災センターと連携し、参加者が学校に持ち帰って実践できるような体験型研修の実施や、訓練の実施内容を工夫している学校の取組を紹介するなどして、各学校で実効的な訓練が実施されるよう取り組んでいきます。

(5) 「家庭」や「地域」と連携した防災の取組の実施状況（別紙項目 8）

「家庭」や「地域」と連携した防災の取組を実施した学校の割合は 92.1% (90.3%) となっています。

主な連携先は、「家庭」が 69.6% (67.5%)、「自主防災組織または自治会」が 48.0% (44.4%)、「消防」が 42.3% (39.2%)、「市町の防災担当課」が 28.7% (34.8%) となっています。

災害発生時には、多様な主体との連携が重要となることから、引き続き、家庭や地域との連携の必要性について研修するとともに、学校が実施する防災学習の支援を行う際には、自治会、自主防災組織、地域の防災人材等との協力を勧めるなど学校に働きかけていきます。

(6) 指定避難所または一時避難場所に指定されている学校の状況（別紙項目 9）

指定避難所または一時避難場所に指定されている学校の割合は 90.6% (91.3%) で、このうち指定避難所または一時避難場所になった際の対応を決めている学校が 91.1% (90.1%) となっています。また、自主防災組織、市町の防災担当課等と、避難所運営について協議または訓練を実施した学校が 65.4% (62.7%) となっています。

大規模な災害が発生したとき、学校には多くの被災者が避難し、避難所としての対応が必要となることから、学校は非常時に備え、地域の自主防災組織や避難所運営の主体者である市町との協議や訓練を行っておくことが重要です。学校と自主防災組織や市町との連携がさらに進むよう、県防災対策部と連携して、市町の教育委員会および防災担当課にも働きかけていきます。

(7) 学校の施設設備や備品等の安全対策の状況（別紙項目 10）

学校の施設設備や備品等の安全対策について、「できている」または「一部できている」と回答した学校の割合は、「備品等の転倒落下防止対策」が 99.8% (99.7%)、「窓ガラス等の飛散防止対策」が 82.9% (79.5%) となっています。

施設設備や備品等の安全対策は、児童生徒の安全確保に関わる重要な対策です。さらに取組が進むよう、市町等教育委員会や学校に働きかけていきます。

(8) 児童生徒のために使える備蓄の状況 (別紙項目 11)

「水」83.6%(83.0%)、「食料」86.6%(84.8%)、「簡易トイレ」86.1%(84.8%)、「発電機」84.7%(85.2%)、「毛布」88.1%(86.6%)、「投光器等の照明器具」82.4%(82.8%)となっています。

引き続き、備蓄品の充実を市町等教育委員会や学校に働きかけていきます。

5 今後の対応

今回の調査で明らかになった課題については、防災対策部と連携して市町を訪問し、教育委員会及び防災担当課職員と意見交換を行い、解決に向けた取組を要請していきます。

今後も、みえ防災・減災センター、津地方気象台、消防等とも連携して、教職員の防災に関する知識や指導力を向上させるための研修を継続して実施するとともに、学校、家庭、地域が一体となった学校防災の取組を支援し、災害に強い学校づくりを推進していきます。

また、防災学習教材の活用を図るとともに、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施し、児童生徒が自分の命は自分で守る力を身につけることに加えて、発達段階に応じて、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう取り組んでいきます。

1 学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況

○ 推進している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	100.0%	100.0%
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.7%	100.0%

○ 取組内容

ア 学校の防災に関する計画の見直し

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	100.0%	100.0%
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%

イ 防災教育の指導計画の作成や見直し

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	91.4%	83.1%
平成28年度	91.8%	84.1%
平成27年度	88.8%	80.5%
平成26年度	88.0%	75.6%

(H26より)

ウ 防災に関する教職員研修

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	75.8%	69.9%
平成28年度	80.3%	72.0%
平成27年度	77.1%	67.1%
平成26年度	75.9%	58.5%

(H26より)

エ 児童生徒の防災学習の指導

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	95.3%	95.2%
平成28年度	95.9%	93.9%
平成27年度	95.6%	90.2%
平成26年度	91.8%	86.6%

(H26より)

オ 施設設備や備品等の安全点検や対策

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	97.0%	96.4%
平成28年度	97.2%	97.6%
平成27年度	95.0%	95.1%
平成26年度	89.3%	87.8%

(H26より)

2 学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況

○ 公開している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	93.8%	84.3%
平成28年度	90.8%	79.3%
平成27年度	83.6%	65.9%
平成26年度	49.9%	37.8%
平成25年度	40.9%	26.2%
平成24年度	36.5%	26.2%

3 災害発生時別の教職員の対応や役割分担の決定状況

○ 対応や役割分担の決定状況

ア 授業中

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	100.0%	100.0%
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.4%	100.0%
平成23年度	91.3%	100.0%

イ 休憩時間や放課後

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	98.2%	94.0%
平成28年度	98.2%	93.9%
平成27年度	98.2%	91.5%
平成26年度	98.1%	90.2%
平成25年度	94.8%	89.3%
平成24年度	93.4%	81.0%
平成23年度	83.2%	82.1%

ウ 登下校中

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	82.2%	71.1%
平成28年度	82.1%	64.6%
平成27年度	78.7%	58.5%
平成26年度	76.4%	54.9%
平成25年度	72.8%	52.4%
平成24年度	72.7%	44.0%
平成23年度	55.4%	39.3%

エ 校外学習中（部活動含む）

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	85.4%	78.3%
平成28年度	83.6%	70.7%
平成27年度	79.7%	63.4%
平成26年度	78.5%	62.2%
平成25年度	74.1%	57.1%
平成24年度	73.3%	53.6%
平成23年度	55.3%	50.0%

4 登下校中の災害時における避難方法の指導状況

○ 指導している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	97.8%	89.2%
平成28年度	96.4%	82.9%
平成27年度	96.3%	80.5%
平成26年度	95.5%	80.5%
平成25年度	93.9%	75.0%
平成24年度	93.8%	78.6%
平成23年度	89.9%	75.0%

5 様々な支援を必要とする児童生徒への対応の決定状況

○ 対応について決めている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	89.6%	54.2%
平成28年度	87.5%	54.9%
平成27年度	82.6%	48.8%
平成26年度	81.3%	43.9%
平成25年度	80.4%	34.5%
平成24年度	75.0%	31.0%

6 防災学習の実施状況

6-1 実施内容

○ 防災ノートを活用した学校

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	100.0%	100.0%
平成28年度	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	98.3%	96.4%

○ 活用方法

ア 防災学習の教材として

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	83.6%	62.7%
平成28年度	84.3%	74.4%
平成27年度	83.9%	67.1%
平成26年度	83.4%	56.1%
平成25年度	79.0%	51.2%

イ 避難訓練等の事前・事後指導のため

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	85.6%	73.5%
平成28年度	83.4%	65.9%
平成27年度	82.8%	61.0%
平成26年度	74.2%	54.9%
平成25年度	72.1%	53.6%

ウ 防災啓発の材料として

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	55.2%	38.6%
平成28年度	48.9%	35.4%
平成27年度	40.8%	28.0%
平成26年度	25.8%	19.5%
平成25年度	23.5%	23.5%

エ その他(教科学習など)

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	1.7%	1.2%
平成28年度	2.6%	4.9%
平成27年度	2.1%	2.4%
平成26年度	2.4%	6.1%
平成25年度	2.2%	8.3%

6-2 児童生徒がワークシートを持ち帰った学校

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	88.9%	78.3%
平成28年度	86.2%	75.6%
平成27年度	82.8%	74.4%
平成26年度	73.7%	57.3%

(H26より)

6-3 体験型学習の実施状況

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	75.7%	60.2%
平成28年度	75.7%	58.5%
平成27年度	73.5%	51.2%

(H27より)

6-4 ポータルサイト「学校防災みえ」の活用状況

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	81.7%	71.1%
平成28年度	83.4%	79.3%

(H28より)

ア 防災教育実践事例

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	62.2%	44.1%

(新規)

イ 家庭用防災学習サイト(クイズ、スゴロク)

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	32.9%	18.6%

(新規)

ウ 防災教材・教職員用資料

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	63.2%	61.0%

(新規)

エ みえ防災・減災アーカイブ

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	23.6%	18.6%

(新規)

オ ハザードマップ

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	41.1%	50.8%

(新規)

カ 防災関連サイト等

	小・中・県立学校	
	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	21.4%	30.5%

(新規)

7 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数

7-1 訓練の実施回数（1校あたり）

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	3.84回	3.01回
平成28年度	3.82回	2.87回
平成27年度	3.82回	3.17回
平成26年度	3.74回	2.76回
平成25年度	3.79回	2.62回
平成24年度	3.62回	2.44回
平成23年度	3.37回	2.32回

7-2 内容別の実施状況

○ 実施した学校の割合

ア 地震避難訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	94.3%	94.0%
平成28年度	95.4%	96.3%
平成27年度	95.3%	98.8%

(H27より)

イ 火災避難訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	90.9%	86.7%
平成28年度	89.8%	85.4%
平成27年度	90.6%	92.7%

(H27より)

ウ 津波避難訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	40.1%	25.3%
平成28年度	39.2%	26.8%
平成27年度	39.0%	22.0%

(H27より)

エ 風水害避難訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	10.1%	6.0%
平成28年度	9.5%	4.9%
平成27年度	7.0%	2.4%

(H27より)

オ 消火訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	40.9%	45.8%
平成28年度	41.8%	40.2%
平成27年度	43.1%	48.8%

(H27より)

カ 救命応急手当訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	72.7%	59.0%
平成28年度	73.0%	56.1%
平成27年度	69.6%	62.2%

(H27より)

キ 引き渡し訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	43.6%	9.6%
平成28年度	44.6%	11.0%
平成27年度	39.5%	9.8%

(H27より)

ク 避難所運営訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	8.2%	6.0%
平成28年度	7.5%	4.9%
平成27年度	7.5%	6.1%

(H27より)

ケ 図上訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	9.2%	13.3%
平成28年度	8.5%	8.5%
平成27年度	6.8%	7.3%

(H27より)

コ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	12.6%	22.9%
平成28年度	7.9%	20.7%
平成27年度	8.5%	24.4%

(H27より)

8 「家庭」や「地域」と連携した防災の取組の実施状況

8-1 「家庭」や「地域」と連携した取組をした学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	92.1%	97.6%
平成28年度	90.3%	97.6%
平成27年度	88.3%	93.9%
平成26年度	80.8%	93.9%
平成25年度	73.2%	59.5%
平成24年度	64.9%	52.4%
平成23年度	55.9%	52.4%

8-2 連携先

○連携先

ア 自主防災組織または自治会

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	48.0%	31.3%
平成28年度	44.4%	32.9%
平成27年度	43.3%	36.6%
平成26年度	47.2%	26.8%
平成25年度	48.2%	27.4%
平成24年度	40.4%	16.7%
平成23年度	31.1%	15.5%

イ 消防

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	42.3%	90.4%
平成28年度	39.2%	57.3%
平成27年度	38.7%	89.0%
平成26年度	41.4%	37.8%
平成25年度	36.6%	33.3%
平成24年度	33.2%	32.1%
平成23年度	29.8%	34.5%

ウ 市町の防災担当課

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	28.7%	33.7%
平成28年度	34.8%	93.9%
平成27年度	30.6%	37.8%
平成26年度	47.3%	92.7%
平成25年度	34.5%	26.2%
平成24年度	33.2%	26.2%
平成23年度	22.5%	25.0%

エ 家庭

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	69.6%	43.4%
平成28年度	67.5%	36.6%
平成27年度	61.0%	34.1%

(H27より)

オ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	25.4%	14.4%
平成28年度	26.9%	15.9%
平成27年度	22.1%	14.6%
平成26年度	20.7%	9.8%
平成25年度	30.6%	11.9%
平成24年度	31.2%	8.3%
平成23年度	22.5%	19.0%

9 学校が指定避難所または一時避難場所に指定されている状況

9-1 指定避難所または一時避難所に指定されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	90.6%	73.5%
平成28年度	91.3%	74.4%
平成27年度	91.1%	74.4%
平成26年度	91.3%	75.6%
平成25年度	91.4%	76.2%
平成24年度	91.9%	77.4%
平成23年度	92.4%	77.4%

9-2 指定されている学校のうち、学校が避難所または一時避難場所になった際の対応を決めている学校の割合

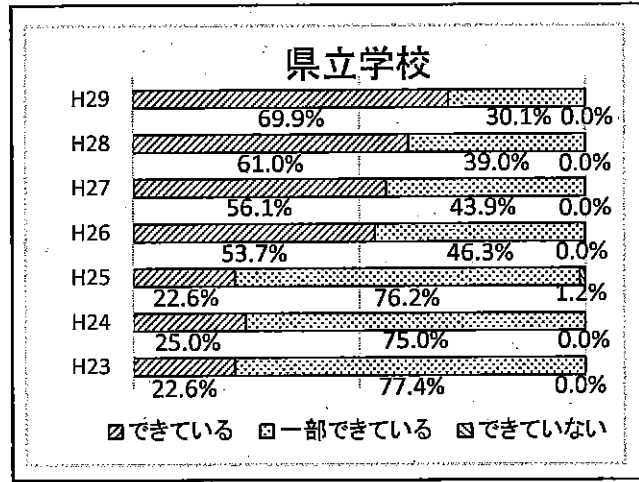
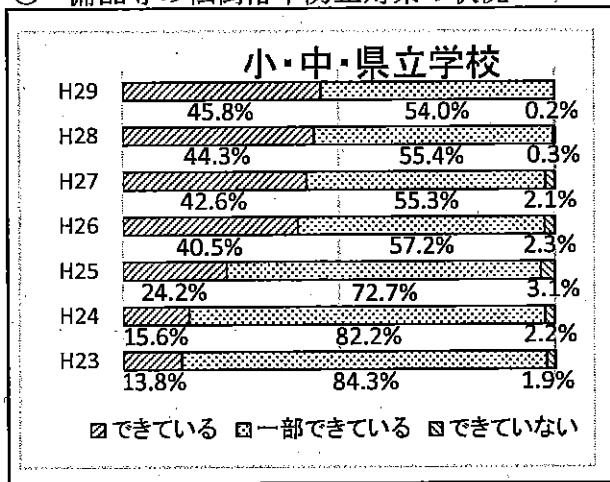
	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成29年度	91.1%	86.9%
平成28年度	90.1%	83.6%
平成27年度	87.9%	80.3%
平成26年度	85.7%	75.8%
平成25年度	73.7%	67.2%
平成24年度	68.4%	60.0%
平成23年度	55.5%	55.4%

9-3 指定されている学校のうち、自主防災組織、市町の防災担当課等と避難所運営に関する協議または訓練を行った学校の割合

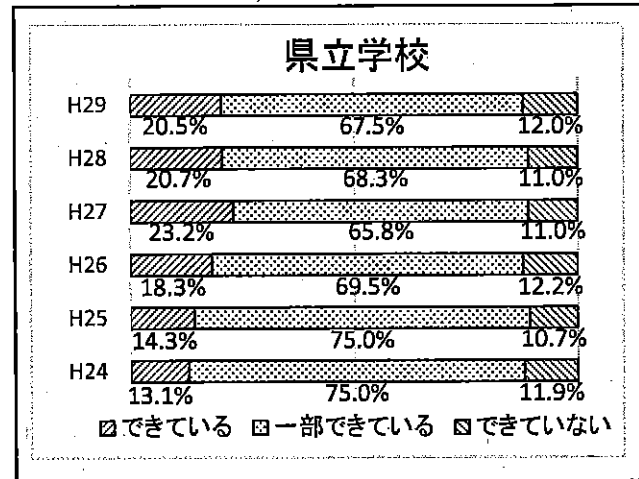
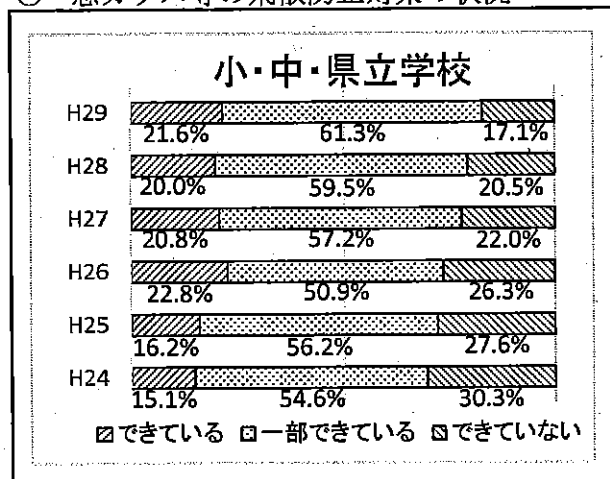
	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成29年度	65.4%	52.5%
平成28年度	62.7%	54.1%
平成27年度	61.4%	61.3%
平成26年度	55.6%	53.2%
平成25年度	47.3%	40.6%
平成24年度	43.6%	38.5%
平成23年度	32.9%	35.4%

10 学校の施設設備や備品等の安全対策の状況

○ 備品等の転倒落下防止対策の状況



○ 窓ガラス等の飛散防止対策の状況



11 児童生徒のために使える備蓄の状況

ア 水

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	83.6%	91.6%
平成28年度	83.0%	92.7%
平成27年度	77.4%	91.5%
平成26年度	70.9%	90.2%
平成25年度	57.8%	81.0%
平成24年度	51.8%	61.9%
平成23年度	51.2%	42.9%

イ 食料

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	86.6%	94.0%
平成28年度	84.8%	90.2%
平成27年度	81.1%	89.0%
平成26年度	75.0%	89.0%
平成25年度	63.3%	76.2%
平成24年度	57.3%	63.1%
平成23年度	53.0%	40.5%

ウ 簡易トイレ

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	86.1%	100.0%
平成28年度	84.8%	100.0%
平成27年度	78.7%	100.0%
平成26年度	71.9%	100.0%
平成25年度	67.3%	100.0%
平成24年度	60.5%	100.0%
平成23年度	53.7%	100.0%

エ 発電機

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	84.7%	100.0%
平成28年度	85.2%	100.0%
平成27年度	79.5%	100.0%
平成26年度	73.3%	100.0%
平成25年度	69.9%	100.0%
平成24年度	67.9%	100.0%
平成23年度	54.3%	100.0%

オ 毛布

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	88.1%	100.0%
平成28年度	86.6%	100.0%
平成27年度	81.3%	100.0%
平成26年度	75.4%	100.0%
平成25年度	66.2%	100.0%
平成24年度	64.6%	100.0%
平成23年度	55.6%	56.0%

カ 投光器等の照明器具

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	82.4%	100.0%
平成28年度	82.8%	100.0%
平成27年度	77.7%	100.0%
平成26年度	72.2%	100.0%
平成25年度	65.8%	100.0%
平成24年度	61.9%	100.0%

(H24より)

12 情報収集・情報伝達の手段の導入状況

ア 防災無線

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	82.2%	48.2%
平成28年度	82.0%	47.6%
平成27年度	81.1%	47.6%
平成26年度	82.2%	45.1%
平成25年度	84.5%	40.5%
平成24年度	82.5%	42.9%

イ 衛星携帯電話

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	18.5%	100.0%
平成28年度	17.5%	100.0%
平成27年度	17.1%	100.0%
平成26年度	17.6%	100.0%
平成25年度	7.1%	100.0%
平成24年度	6.2%	13.1%

ウ 災害時優先電話

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	63.8%	57.8%
平成28年度	68.0%	58.5%
平成27年度	69.3%	58.5%
平成26年度	68.8%	58.5%
平成25年度	58.4%	39.3%

(H25より)

エ トランシーバー

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	36.2%	48.2%
平成28年度	36.4%	48.8%
平成27年度	32.8%	47.6%
平成26年度	26.2%	40.2%
平成25年度	23.5%	29.8%

(H25より)

オ メール配信システム

	小・中・県立学校	うち県立学校
平成29年度	90.4%	85.5%
平成28年度	91.3%	82.9%
平成27年度	87.3%	79.3%
平成26年度	77.7%	68.3%

(H26より)

13 緊急地震速報システムの導入状況

○ 緊急地震速報システムが導入されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成29年度	83.7%	100.0%
平成28年度	81.0%	100.0%
平成27年度	80.0%	100.0%
平成26年度	81.4%	100.0%
平成25年度	79.3%	100.0%
平成24年度	76.0%	100.0%

3 校長及び教員としての資質の向上に関する 指標について

1 経緯

教育公務員特例法の一部改正(平成 29 年 4 月 1 日施行)により、教員等の任命権者である教育委員会は、協議会を設置し、校長および教員の職責、経験、適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標を定めることとなりました。

本県では、三重県教員育成協議会(三重大学、皇學館大学、学識経験者、市町教育長会、校長会、教員代表、保護者代表、企業関係者、県教育委員会で構成)を設置し、これまで3回の審議を行うとともに、市町教育委員会をはじめとする関係機関の意見を聞きながら、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の最終案を策定しました。

2 指標(最終案)について 別添資料1のとおり

3 今後の対応

指標の策定後は、指標をふまえて教員の資質能力の向上が計画的・効果的に図られるよう、指標を策定した趣旨と内容を市町教育委員会や学校現場、教員の養成を担う大学等と共有し、互いに連携しながら取組を進めます。

具体的には、教員が資質能力の向上に必要な知識や技能などを身につけることができる研修を体系的かつ効果的に提供することができるよう、指標をふまえた研修計画を毎年度策定し、市町教育委員会や教員の養成を担う大学等と連携して教員等の研修を実施します。

学校においては、教員は指標をふまえ、教職生活全体を俯瞰し、自らが位置するライフステージで求められる資質能力を確認しながら、職責や経験、適性に応じて、日々の教育実践や必要な研修の受講、校内研修を含むOJTなどを通じて、資質能力の向上に取り組むこととします。

校長をはじめ管理職は、自らの資質能力の向上に努めるとともに、教員が指標で求められる資質能力を着実に向上することができるよう、一人ひとりの職責や経験、適性をふまえ、日常的な指導・助言に加え、必要な研修の受講の推進、校内研修を含むOJTなどを通じ、人材育成を進めます。

4 県立高等学校生徒募集定員の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校生徒募集定員は、教育の機会均等、多様な選択肢の確保等を考慮しながら、次の要素をふまえて総合的に判断し、策定しています。

- ① 中学校卒業見込み人数
- ② 高校進学率
- ③ 県内外への流入流出による県内高校への歩留まり率（流出入率）
- ④ 公私立高校の役割分担
- ⑤ 各高校の入学状況
- ⑥ 公私立高校の収容力
- ⑦ 県立高等学校活性化計画の推進

2 募集定員策定のスケジュール

(1) 募集定員総数の策定

募集定員総数は、公私立高校の教育上の諸課題についての相互理解を図ることを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定し、6月中旬に公表しています。

① 5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

② 5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

※全日制計画進学率

毎年12月に実施している「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合の5年間の平均値

ウ 全日制高校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

※流出入率

県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を県内中学校から公私立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の3年間の平均値

③ 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

④ 6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

⑤ 6月中旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

(2) 各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の募集定員案について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、平成16年度から夏休み前の7月上旬としています。

3 平成31年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

(1) 平成31年3月の県内中学校卒業見込み人数

平成29年5月1日の在籍生徒数から算出すると、前年より664人少ない16,795人と予測しています。この人数は平成30年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

(2) 全日制計画進学率

平成29年12月に実施した「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合は90.8%であり、最近5年間の平均は前年より0.2ポイント低下して、91.8%となります。

(3) 流出入率

平成30年度の入学および進学者数が確定した後に、改めて算出します。

(4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$16,795 \text{ 人} \times 91.8 \times 98.6 = 15,202 \text{ 人}$$

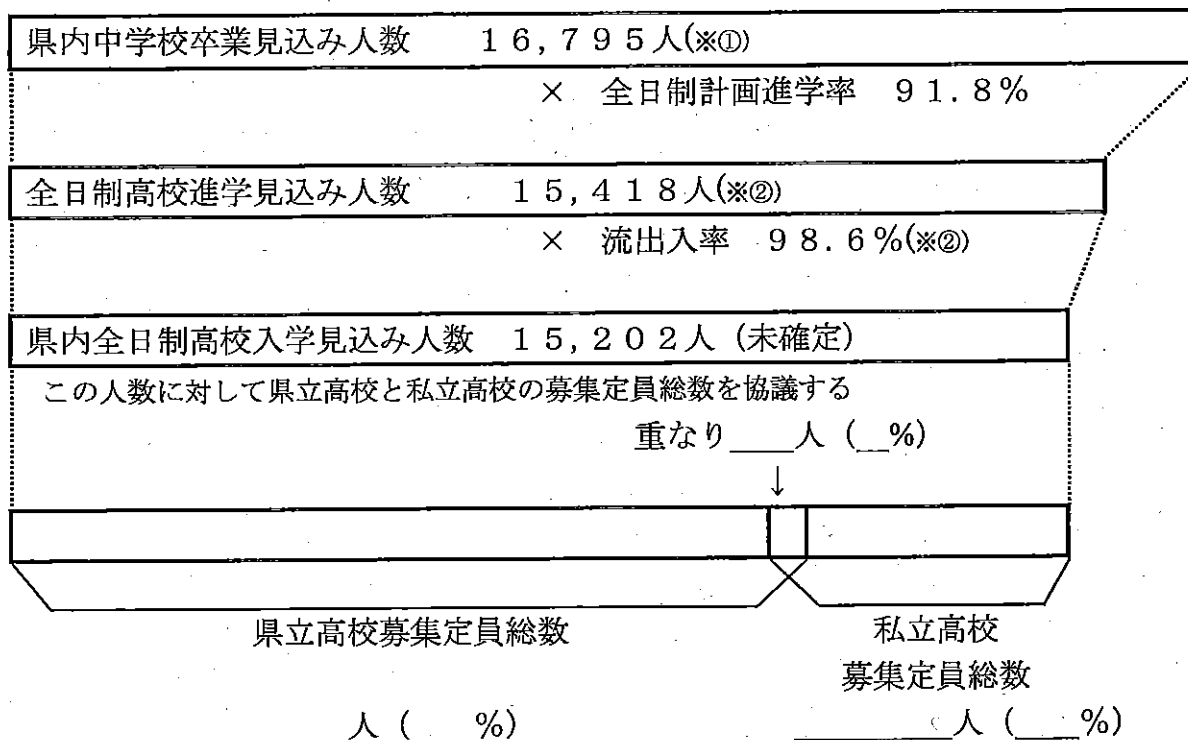
(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流出入率)

	平成30年3月	平成31年3月	増減
県内中学校卒業見込み人数	17,459人	16,795人	▲664
×全日制計画進学率	×92.0%	×91.8%	▲0.2
全日制高校進学見込み人数	16,062人	15,418人	▲644
×流出入率	×98.6%	×98.6%	
県内全日制高校入学見込み人数	15,837人	15,202人	▲635

(5) 県立高校と私立高校の募集定員総数についての協議

平成30年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協において県立高校と私立高校の募集定員総数を協議します。

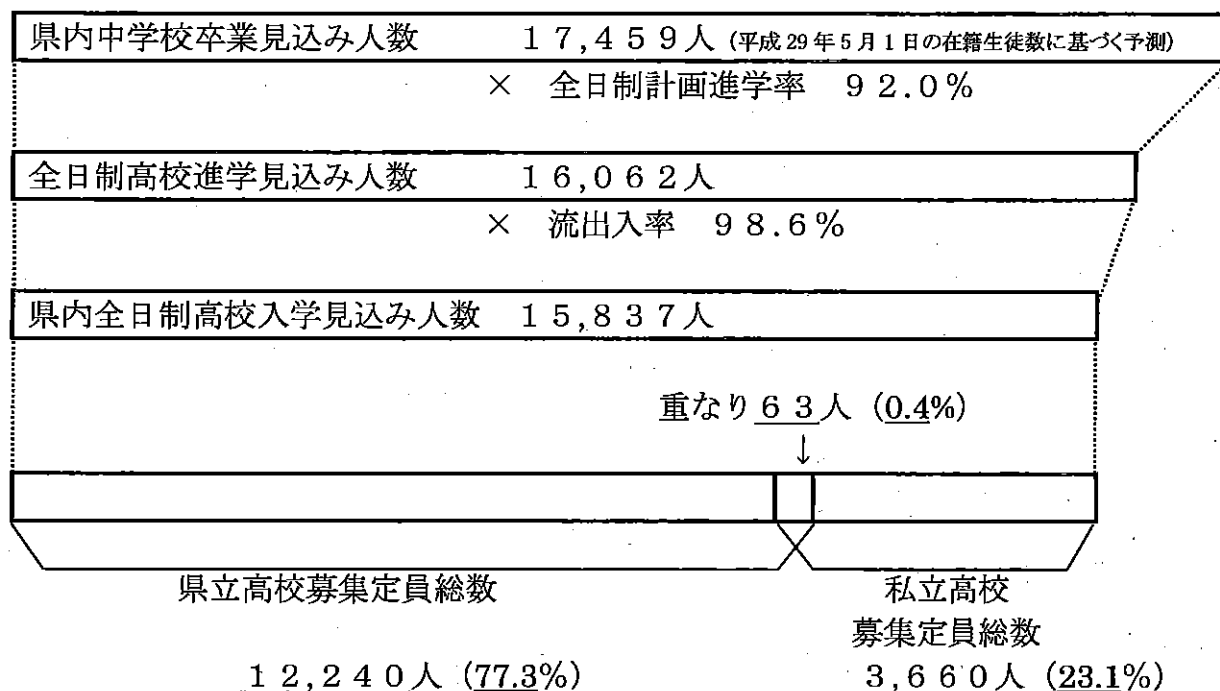
参考 平成31年度県立高校の募集定員総数の策定



※① 平成30年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは平成29年5月1日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 平成30年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは前年と同じ割合を使用しています。

1 平成30年度の募集定員総数の策定



2 県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	12,600	77.8	12,320	77.5	12,240	77.3
私立高校	3,660	22.6	3,660	23.0	3,660	23.1

※ 県内私立高校には、青山（旧日生学園第二）高校、愛農学園農業高校、ウィッツ青山学園高校（平成28年度のみ）を含んでいません。

3 県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	7,800	61.9	7,560	61.4	7,520	61.4
専門学科	3,840	30.5	3,840	31.2	3,800	31.0
総合学科	960	7.6	920	7.5	920	7.5

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

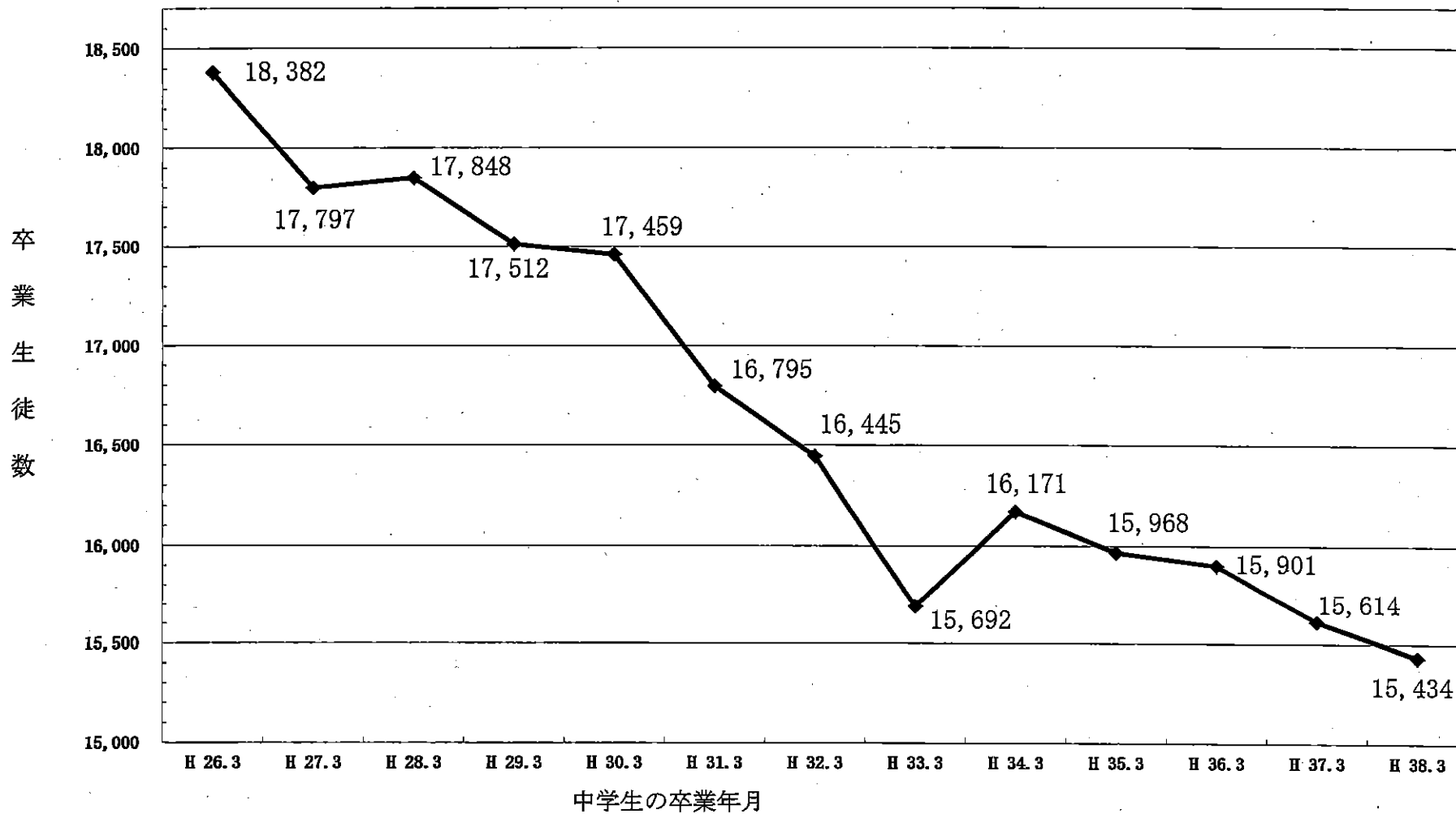
三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

平成29年5月1日 教育政策課調べ

		H 26.3	H 27.3	H 28.3	H 29.3	H 30.3	H 31.3	H 32.3	H 33.3	H 34.3	H 35.3	H 36.3	H 37.3	H 38.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
桑名	卒業生数	2,252	2,203	2,131	2,127	2,020	2,056	1,979	1,941	1,983	1,971	1,947	1,988	1,910
	前年度対比		-49	-72	-4	-107	36	-77	-38	42	-12	-24	41	-78
	H29.3対比					-107	-71	-148	-186	-144	-156	-180	-139	-217
四日市	卒業生数	3,925	3,786	3,844	3,836	3,839	3,635	3,576	3,397	3,609	3,407	3,476	3,408	3,503
	前年度対比		-139	58	-8	3	-204	-59	-179	212	-202	69	-68	95
	H29.3対比					3	-201	-260	-439	-227	-429	-360	-428	-333
小計	卒業生数	6,177	5,989	5,975	5,963	5,859	5,691	5,555	5,338	5,592	5,378	5,423	5,396	5,413
	前年度対比		-188	-14	-12	-104	-168	-136	-217	254	-214	45	-27	17
	H29.3対比					-104	-272	-408	-625	-371	-585	-540	-567	-550
鈴鹿	卒業生数	2,657	2,573	2,644	2,495	2,556	2,456	2,415	2,227	2,420	2,243	2,455	2,264	2,240
	前年度対比		-84	71	-149	61	-100	-41	-188	193	-177	212	-191	-24
	H29.3対比					61	-39	-80	-268	-75	-252	-40	-231	-255
津	卒業生数	2,808	2,758	2,693	2,657	2,685	2,619	2,674	2,570	2,483	2,589	2,568	2,484	2,457
	前年度対比		-50	-65	-36	28	-66	55	-104	-87	106	-21	-84	-27
	H29.3対比					28	-38	17	-87	-174	-68	-89	-173	-200
伊賀	卒業生数	1,627	1,496	1,607	1,530	1,550	1,470	1,433	1,384	1,391	1,364	1,379	1,359	1,327
	前年度対比		-131	111	-77	20	-80	-37	-49	7	-27	15	-20	-32
	H29.3対比					20	-60	-97	-146	-139	-166	-151	-171	-203
小計	卒業生数	7,092	6,827	6,944	6,682	6,791	6,545	6,522	6,181	6,294	6,196	6,402	6,107	6,024
	前年度対比		-265	117	-262	109	-246	-23	-341	113	-98	206	-295	-83
	H29.3対比					109	-137	-160	-501	-388	-486	-280	-575	-658
松阪	卒業生数	2,025	1,982	2,012	1,986	2,003	1,932	1,919	1,804	1,871	1,944	1,849	1,876	1,806
	前年度対比		-43	30	-26	17	-71	-13	-115	67	73	-95	27	-70
	H29.3対比					17	-54	-67	-182	-115	-42	-137	-110	-180
伊勢	卒業生数	2,398	2,319	2,277	2,263	2,192	2,080	1,969	1,838	1,892	1,960	1,750	1,805	1,750
	前年度対比		-79	-42	-14	-71	-112	-111	-131	54	68	-210	55	-55
	H29.3対比					-71	-183	-294	-425	-371	-303	-513	-458	-513
尾鷲	卒業生数	309	340	289	279	282	241	228	252	249	217	208	191	198
	前年度対比		31	-51	-10	3	-41	-13	24	-3	-32	-9	-17	7
	H29.3対比					3	-38	-51	-27	-30	-62	-71	-88	-81
熊野	卒業生数	381	340	351	339	332	306	252	279	273	273	269	239	243
	前年度対比		-41	11	-12	-7	-26	-54	27	-6	0	-4	-30	4
	H29.3対比					-7	-33	-87	-60	-66	-66	-70	-100	-96
小計	卒業生数	5,113	4,981	4,929	4,867	4,809	4,559	4,368	4,173	4,285	4,394	4,076	4,111	3,997
	前年度対比		-132	-52	-62	-58	-250	-191	-195	112	109	-318	35	-114
	H29.3対比					-58	-308	-499	-694	-582	-473	-791	-756	-870
県内合計	卒業生数	18,382	17,797	17,848	17,512	17,459	16,795	16,445	15,692	16,171	15,968	15,901	15,614	15,434
	前年度対比		-585	51	-336	-53	-664	-350	-753	479	-203	-67	-287	-180
	H29.3対比					-53	-717	-1,067	-1,820	-1,341	-1,544	-1,611	-1,898	-2,078

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

平成29年5月1日調査
三重県教育委員会事務局教育政策課調べ



5 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

1 公私比率等検討部会での検討

高等学校の募集定員については、平成 25 年 12 月に公私比率等検討部会が提言としてまとめた平成 33 年度までの方向性をふまえ、毎年度の公私立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

県内の中学校卒業生数が今後大幅に減少することや、公私協でこれまでの公私比率等の提言の方向性について検証する必要があるとの意見が出されたことから、平成 29 年 9 月に高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）を改めて設置し、これまでの募集定員の策定状況と公私比率等の検証、平成 33 年度までの公私比率等のあり方について、4 回にわたり検討を行ってきました。

2 部会のまとめ（公私協への提言）

部会で検討した内容を「平成 33 年度までの募集定員の公私比率等について」（別添資料 2）としてまとめました。

〔主な内容〕

平成 33 年 3 月までの 3 年間で全日制高校の募集定員が 1,600 人余り減少することが見込まれる中で、今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下のように募集定員を策定することが必要である。

- 募集定員は、中学生の進路状況が年度により異なることや、中学校卒業生数を在籍者数をもとに毎年正確に算出する必要があることから、毎年度公私協の場で協議して策定する。
- 県内全日制高校への進学率が低下する傾向にあり、このことは県外の私立高校や私立の通信制高校への進学者の増加が考えられることから、県立高校と私立高校双方が一層の特色化・魅力化を図り、多様な生徒を受け入れるように努めるなど、今後も生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えていくことが必要である。そのために今後の募集定員の大幅な減少を県立高校と私立高校で適切に分担する。
- 県立高校と私立高校が魅力ある学校づくりをすすめ、生徒・保護者の幅広いニーズに応えながら募集定員の大幅な減少に適切に対応するためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要がある。地域ごとの高校の設置状況や中学校卒業生数の状況をふまえて平成 25 年に示した公私比率等の方向性を今後も継続する。
- 平成 33 年度までの公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業生数の増減がこれまでと異なることから予測することは難しいものの、平成 33 年度には県立高校が 75～76%程度、私立高校が 24～25%程度となることが見込まれる。（平成 30 年度の公私比率は、県立：私立 77.3：23.1）

3 今後の対応

部会から、3 月下旬に開催される公私協に「平成 33 年度までの募集定員の公私比率等について」を提言として報告します。

公私協では、部会の提言を受けて協議し、協議結果をふまえ、平成 31 年度以降の募集定員を策定します。

6 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度について

保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度については、平成29年7月に三重県立高等学校入学者選抜制度検討会（以下「検討会」という。）を設置し、本委員会で審議していただくとともに、パブリックコメントとその後の検討会での協議を経て、最終案のとおりとりまとめました。

1 第5回検討会

1月12日に開催された第5回検討会では、パブリックコメントの結果（別紙1）をふまえ、「保護者の転住を伴わない県外からの県立高等学校への入学志願制度（案）」について協議され、その結果をふまえ、制度の実施を検討する高等学校25校（以下「検討対象校」という。）を含めた制度の案を取りまとめました。

2 検討対象校での検討

1月から2月にかけて、検討対象校で、PTAや地元中学校、活性化協議会等の意見を聞き、制度の実施について検討を行いました。

<検討結果>

・実施する高等学校（17校）

いなべ総合学園、朝明、四日市四郷、四日市工業
四日市中央工業、四日市商業、菰野、白子、稻生、白山
あけぼの学園、名張、南伊勢南勢校舎、鳥羽、水産、尾鷲
紀南

・継続して検討をする高等学校（5校）

飯南、昴学園、宇治山田商業、南伊勢度会校舎、志摩

・実施しない高等学校（3校）

亀山、津商業、松阪工業

3 第6回検討会

3月8日に開催された第6回検討会では、検討対象校から提出された検討結果を報告するとともに、検討の過程で出された意見をふまえて修正した「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度（案）」について協議が行われました。

4 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度（案）

【別紙2】

5 今後の予定

3月下旬開催の教育委員会定例会において、保護者の転住を伴わない入学志願制度の実施に伴う規則の改正及び「平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針」を協議し公表します。

パブリックコメントの結果概要

1 実施期間

11月28日(火)～12月27日(水)

2 意見総数

57人(団体)162件

(同じ内容の意見を1件と数えると、43件に整理されます。)

3 項目別意見件数

項 目	意見数(延数)
全般に関する意見	18(49)
1 県外からの入学志願制度の考え方	8(40)
2 県外からの入学志願制度の概要	
(1) 検討の対象となる学校	7(22)
(2) 県外から入学できる生徒の上限	3(29)
(3) 生徒の安全・安心の確保	5(16)
(4) 県内中学生への対応	2(6)
合 計	43(162)

4 主な意見

【全般に関する意見】

- ・ 高い目的意識を持って入学する生徒の存在は、他の生徒にとっても好影響を及ぼし、生徒の成長や学校の活性化につながる。
- ・ 入試制度については、慎重に時間をかけて検討を進めていただきたい。
- ・ 当該高校が全国大会で活躍することによって、三重県民は大きな勇気と感動をもらっている。県内の子どもたちにも大きな希望を与えてくれている。県外出身生徒を受け入れることは、さらなる学校や競技力の活性化につながる。
- ・ 規則を守らせることが大切である。今回の件では規則が守られておらず、この制度案はルール違反を追認するものである。

【県外からの入学志願制度の考え方】

- ・ 県内の子どもの進路に配慮したうえで制度づくりをすすめるべきである。
- ・ 検討対象校で制度の実施について検討するにあたって、地域の中学校、保護者の意見を十分にふまえるべきである。

【検討の対象となる学校】

- ・ 今後、特色化や活性化を図り、県外からの入学志願の受け入れを希望する学校もあるはず。これらの学校でも制度を実施できるようにしていただきたい。

【県外から入学できる生徒の上限】

- ・ 地元で学びたい子どもの学びが保障されるよう、上限は5%以内とするべきである。
- ・ 部活動の活性化のためには、上限5%はあくまでも原則とし、学校の裁量により判断できる含みを持たせてほしい。
- ・ 定員割れをしている学校は、5%の枠では活性化につながらない。学校の実態に応じて上限に幅を持たせるべきである。

【生徒の安全・安心の確保】

- ・ 生徒の安全・安心の確保については、しっかりとした制度・環境を整えていただきたい。

【県内中学生への対応】

- ・ 志願学区外ではあるものの県内志願者であり、県外志願者とは分けて募集するべきである。

保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度（案）

1 入学志願できる高等学校

入学志願できる高等学校（以下「実施校」という。）の対象学科・コース及び対象部活動は、別表のとおりとする。

2 入学志願の対象

保護者が保証人を確保し、志願者が、出願した高等学校の入学の日までに該当高等学校の属する志願学区に転入することが確実な者

ただし、尾鷲市、熊野市、南牟婁郡に所在する高等学校について、保護者の居住する住居から通学する者も入学志願できることとする。

3 入学志願できる選抜

前期選抜、スポーツ特別枠選抜及び後期選抜

4 募集人数

(1) 県外から入学できる生徒の数は、実施校の入学定員の5%を上限（前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の合計の5%）とし実施校が定める。

なお、各学科・コース別の合格者数については、前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の10%を上限とする。

(2) 学校別活性化協議会を設置している1学年3学級以下の学校において、合格者数が募集人数に満たない場合は、前期選抜及び後期選抜の募集人数の範囲内で県外出身生徒を(1)に定める上限を超えて合格させることができる。

5 生徒の安全・安心の確保

(1) 入学後、保護者、保証人及び学校が協力して、生徒の安全・安心を確保する。

(2) 保証人は、保護者が選定するものとし、次に規定する役割を果たすこととする。

① 生徒の健康、食生活及び日常の生活に関する見守りを行うこと。

② 生徒と日常的に関わり、生徒の状況を保護者や学校と共有すること。

③ 生徒の病気やけがの際には、迅速に対応すること。

④ 学校の必要に応じて、学校の教育活動に参加すること。

(3) 学校は、保護者が選定した保証人がその役割を果たせるかどうかを入学志願前の面接時に確認する。入学後は、生徒の安全安心を確保するため、次に規定する取組を行う。

① 生徒が迷わず相談できるよう、担当教員を定めること。

② 保護者及び保証人との連携体制を確立すること。

③ 家庭訪問（下宿・アパート等）により、生徒の食生活等日常の生活環境を把握すること。

④ 生徒との日常のコミュニケーションを通じて、生徒の状況を把握すること。

⑤ 生徒の病気やけがの際には、保証人と連携して迅速に対応すること。

⑥ 生徒の生活状況や保証人の見守りの状況等の報告を県教育委員会へ年3回行う。

(4) 県教育委員会は、生徒が安全・安心に過ごせるよう、次に規定する取組を行う。

- ① 保護者や教職員に保証人の役割について周知徹底を行う。
- ② 生徒の生活状況や保証人の見守りの状況等を把握する。
- ③ その他必要に応じて指導・助言を行う。

6 その他

- (1) 保護者の居住する都道府県に入学志願する学科を設置する高等学校のない者、隣接府県との覚書に基づき本県の高等学校に入学志願する者は、本制度の志願対象としない。
- (2) 県内居住者の志願学区外の実施校への入学志願について、実施校の普通科（スポーツ科学コースを除く。）には、全ての学区から入学志願できるものとし、志願学区外から入学できる人数は、「4 募集人数」において学校ごとに設定した人数に含むものとする。
- (3) 対象となる部活動のある高等学校に出願する場合は、該当する部活動に入部するものとする。

ただし、怪我などにより対象部活動での活動を続けられなくなった場合でも、当該高等学校に在籍できることとする。

- (4) 平成 30 年度に実施する入学者選抜（平成 31 年 4 月入学）で本制度を実施する高等学校は、5 年間継続することを原則とする。平成 31 年 4 月に入学した生徒が卒業した後の平成 34 年度に、志願状況や学校の活性化の状況等を踏まえて、制度を検証する。
- (5) 以下に該当する高等学校については、当該年度の 6 月末までに、PTA や地元の中学校、学校別活性化協議会等と協議等を行い、制度の導入を決定した場合は当該年度の入学者選抜から実施できることとする。
 - ① 新たにスポーツ特別枠選抜を実施する部活動がある学校
 - ② 新たに入学定員が 120 人以下になる学校
 - ③ 新たに全国大会に出場した硬式野球部を有する学校
 - ④ 制度の実施について継続して検討している学校

保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度実施校一覧

別表

	高等学校名	対象学科・コース名(入学定員)	対象部活動	募集人数
1	いなべ総合学園	総合学科(320人)	レスリング(男) バスケットボール(女) 硬式野球(男)	前期8人以内 後期8人以内
2	朝明	普通科(200人) ふくし科(40人)	自転車(男)、レスリング(男) ラグビー(男)	前期4人以内 後期8人以内
3	四日市四郷	普通科(200人) スポーツ科学コース(40人)	アーチェリー(男女)	前期5人以内 後期7人以内
4	四日市工業	機械科(80人) 電子機械科(40人) 電気科(40人) 電子工学科(40人) 物質工学科(40人) 自動車科(40人)	陸上競技(男)、テニス(男) バスケットボール(男) ハンドボール(男) ウエイトリフティング(男) ラグビー(男)	前期7人以内 後期7人以内
5	四日市中央工業	機械科(80人) 電気科(40人) 化学工学科(40人) 都市工学科(40人) 設備システム科(40人)	水泳(水球)(男)、柔道(男) サッカー(男) ウエイトリフティング(男)	前期6人以内 後期6人以内
6	四日市商業	商業科(200人) 情報マネジメント科(80人)	陸上競技(女)、テニス(女) バスケットボール(女) ハンドボール(女)、空手道(女)	前期7人以内 後期7人以内
7	菟野	普通科(160人)	硬式野球(男)	前期2人以内 後期6人以内
8	白子	普通科(200人) 生活創造科(40人) 文化教養(吹奏楽)コース(40人)(注1)	卓球(男女)	前期6人以内 後期8人以内
9	稲生	普通科(80人) 情報コース(80人) 体育科(80人)	水泳(水球)(男) なぎなた(女子)	前期4人以内 後期8人以内
10	白山	普通科(80人) 情報コミュニケーション科(40人)		前期2人以内 後期4人以内
11	あけぼの学園	総合学科(80人)		前期2人以内 後期2人以内
12	名張	総合学科(200人)	柔道(男女)	前期5人以内 後期5人以内
13	南伊勢(南勢)	普通科(40人)		前期1人以内 後期1人以内
14	鳥羽	総合学科(80人)		前期1人以内 後期2人以内
15	水産	海洋・機関科(40人) 水産資源科(40人)		前期2人以内 後期2人以内
16	尾鷲	普通科(120人) プログレッシブコース(40人) 情報ビジネス科(40人)(注2) システム工学科(40人)(注2)	水泳(競泳)(男女)	前期4人以内 後期8人以内
17	紀南	普通科(120人)		前期2人以内 後期4人以内
	合計	3,240人		前期68人以内 後期93人以内

※ 募集人数は、各高等学校の入学定員の5%を上限(前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の5%)とします。
そのうえで、各学科・コースへ入学できる生徒の数は学科・コースの入学定員の10%を上限とします。

※ 対象部活動の記載がある高等学校、学科・コースについては、いずれかの該当部活動に入部する必要があります。

(注1) 前期選抜で入学定員の100%を募集するため後期選抜は実施されません。

(注2) 対象部活動〔水泳(競泳)〕に必ずしも入部する必要はありません。

7 平成28年度包括外部監査結果に対する対応結果 (教育委員会関係) について

1 平成28年度包括外部監査に係る実施テーマ等

(1) 実施テーマ

公の施設の管理運営および指定管理者の事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ①公の施設が条例や規則にしたがって適切に運営されているか
- ②公の施設は行政目的に照らして有効に活用されているか
- ③公の施設は経済的・効率的に運営されているか
- ④公の施設に係る財産管理や物品管理は適切に行われているか
- ⑤指定管理者などの施設管理者の選定方法は適切か
- ⑥指定管理者制度の導入目的は達成されているか

2 対応結果(別紙参照)

教育委員会関係につきましては、対象となった2施設のうち、三重県立鈴鹿青少年センターの事業について1件の指摘、4件の意見を受けました。指摘・意見のあった事項については是正が可能なものは、別紙のとおり必要な措置を講じました。また、今後、継続的に対応が必要なものについては、引き続き取り組んでいきます。

今後も措置を講じた事項の改善状況を確認するとともに、公の施設の管理運営および指定管理者制度の事務について適正に執行してまいります。

事業名	指摘	意見
収支差額の取扱いについて	0	1
一般競争入札の導入について	0	1
利用人数の基準について	0	1
貸出器具の利用状況について	0	1
長期修繕計画について	1	0

注1:「指摘」とは、法令や規則等にしたがい適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの

注2:「意見」とは「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見および指摘		
(2) 三重県立鈴鹿青少年センター		
1. 収支差額の取扱いについて（意見）		
<p>現在の指定管理料の積算は、平成22年の実績に利用者の増加および利用促進のため、事業の充実等の取組に必要な経費等を見積もって積算しているが、今後の指定管理の積算においては、青少年センターの現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回より有効な積算が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。</p>	<p>平成30年度からの指定管理料については、平成25年度から平成27年度の3か年の各年度の支出額や収入額および収支差額の実績をふまえ検討のうえ、その状況を反映し積算しました。その結果、現指定管理料（平成25年度から平成29年度）と比べ減額となりました。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
2. 一般競争入札の導入について（意見）		
<p>7つの業務については、経済性を追求する観点から平成25～29年度を対象とした長期継続契約が行われているが、会計規程上一般競争入札の規定もあるものの、指名競争入札および随意契約により締結されている。このうち施設管理業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。また警備および当直業務については指名競争入札によっているが、業務内容に特殊性は認められず、一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。今後は業務の性質や契約額等を考慮し、特段の理由がない限りは原則として一般競争入札によることが望ましい。</p>	<p>本年度は対象となる契約案件がなかったため一般競争入札は行っていませんが、今後入札を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合および予定価格が県の会計規則に定める随意契約の限度額を超える場合は、一般競争入札を行っていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
3. 利用人数の基準について（意見）		
<p>指定管理者は、青少年センターの利用資格を5名以上が参加する研修計画をもつ団体に限っており、家族の場合は2名以上から利用可能としているが、人数の条件を緩和することにより、利用者が増加し、施設の有効活用につながる可能性があると考えられることから、設置目的に照らし適切な範囲内において、利用人数基準の緩和を検討することが望ましい。</p>	<p>平成30年度から利用許可基準を「5名以上」から「2名以上」に改定するよう指定管理者と人数基準の緩和について協議を進めています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

38

4. 貸出器具の利用状況について（意見）

青少年センターの貸出器具のうち、パソコンについては、利用度が低い状況であるにもかかわらず、リース料を支払っている状況である。利用状況と費用を勘案し、必要性を十分に検討することが望ましい。また他の器具についても、老朽化が進み、利用度が著しく低いものが存在するため、利用者のニーズをふまえ適時に更新を進めることが望ましい。

指定管理者と協議し、パソコンについてはリースの更新をしないこととしました。また、県有備品については、ビデオデッキや映写機等の利用頻度の低くかつ老朽化した備品を本年度末に廃棄することとしています。今後も、利用頻度の低く老朽化が進んだ備品については廃棄を進めていきます。

教育委員会事務局

5. 長期修繕計画について（指摘）

県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、ライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

当該施設は、県有施設の見直し対象施設に該当しており、平成31年度末までに見直しの方向性を定めることとなっています。このため、長期修繕計画の策定については、今後、見直しの方向性をふまえて検討していきます。

教育委員会事務局

8 三重県部活動ガイドラインについて

県内公立中学校および県立学校での運動部・文化部活動の運営適正化に向けての指針となる「三重県部活動ガイドライン」について、中間案に係るパブリックコメント、三重県部活動ガイドライン策定委員会での協議を経て、最終案（別添資料3）としてとりまとめました。

I 三重県部活動ガイドライン策定

1 パブリックコメント（平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月））

中間案に対するパブリックコメントを実施したところ、43人（団体）の方から、80件の意見をいただきました。（同じ内容の意見を1件と数えると、50件に整理されます）その結果概要は、【別紙】のとおりです。

2 策定委員会

(1) 平成29年9月8日（金） 第1回委員会

（現状報告） 1 国のガイドライン策定に向けた動き

2 部活動の現状と課題

・活動時間、休養日 等

（意見交換） 学校における部活動の課題について

・子どもの健全な成長、適切な部活動の運営をめざして 等

(2) 平成29年11月7日（火） 第2回委員会

（現状報告） 国のガイドライン策定に向けた動き

（協議） ガイドライン（中間案）について

・「現状と課題」および「休養日・活動時間の設定」 等

(3) 平成30年1月31日（水） 第3回委員会

・内容 （現状報告） 1 国のガイドライン策定に向けた動き

2 ガイドライン中間案に係るパブリックコメントについて

（協議） 1 ガイドライン最終案について

2 ガイドラインを活用する際の留意点について

（主な意見）

- ・ 参加大会等の精選については、今後、議論を深め、改善を図っていかねばならない。各地区の大会、実技講習会等を含めて、学校の設置者がどのくらいの大会数が適切なのか、検討できる材料を揃え議論し、それらの内容を県で集め、各校の検討につなげることが必要である。
- ・ 指導の体制整備の一つとして、部活動指導員等、地域人材の活用があるが、このことについて県や市町でしっかり体制整備をしていくよう、努力目標のような形でガイドラインに盛り込めるとよい。

II 三重県部活動ガイドライン（最終案）の主な内容

1 部活動の課題

(1) 生徒の「健全な成長」の視点

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、休養日を設けない等の過度な活動により、十分な睡眠時間が確保されなかったり、効果的でない運動を行ったりすることは、生徒の心身に大きな負担を与え、生徒の健全な成長に影響を及ぼすことが心配されます。

(2) 教員の「働き方の見直し」の視点

少子化等による教員数の減少を背景に、教員自身が競技経験のない部活動を指導することや、主に週休日に開催される大会の運営業務に従事することなどが、負担になっている場合があります。

2 適切な部活動の運営

学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、生徒の「健全な成長」と教員の「働き方の見直し」の2つの視点から、学校ではガイドラインに基づき、次のとおり活動状況の再確認とともに、必要に応じて見直しを図ります。

(1) 学校では、「学校部活動運営方針」（活動の目的、設置部の確認、活動時間および日数、運営（指導）上の留意点等）を策定・見直しを行います。

(2) 各部の指導者は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等を理解の上で、指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、年間・月間・日々の活動計画を作成します。

(3) 校長は、各部の計画およびその活動についてチェックし、改善を図るものとします。

3 休養日・活動時間の設定

休養日や適切な活動時間を設定することにより、生徒、指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。このことは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも重要です。特に中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器が発達するため、発育・発達過程にある不安定な時期にオーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立てることで、活動の見直しをもつことが必要です。

(1) 休養日の設定

【中学校】（義務教育学校後期課程・特別支援学校中学部を含む）

1週間のうち、2日は休養日を設定する。

（うち1日は土曜日または日曜日とする。）

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

1週間のうち、1日は休養日を設定する。

（土曜日または日曜日の1日とする。）

※ 大会開催等により、上記のとおり、休養日を設定できない場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

- ・各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。指導者は、年間または月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。
- ・週休日に開催される大会等において、勝ち残るなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定する。

（2）活動時間の設定

【中学校】（義務教育学校後期課程・特別支援学校中学部を含む）

平日は、2時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

平日は、3時間以内とする。

【中・高等学校】（特別支援学校を含む）

週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、4時間以内とする。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

《活動時間を延長する必要がある場合》

- ・大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

4 その他、主な項目

（1）参加大会等の精選

関係競技団体が主催する大会は、週休日に開催されることが多いため、生徒も指導者も、週休日に休みが取りにくくなります。このため、学校においては、参加する大会等を精選することが必要です。県教育委員会では、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の開催時期や運営等の検討を開催競技団体へ要請していきます。

(2) 適切な部活動指導に向けた研修の充実

指導者自身の経験則だけに頼るのではなく、活動についての専門的な知識や最新の指導方法を、研修会へ積極的に参加することで身に付けていくことが大切です。

(3) 地域人材の活用

県教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の時間外労働解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。

(4) 体罰等の行き過ぎた指導の根絶

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他の方法により、生徒に心身の苦痛を与えたり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたりする言動は決して許されません。指導者は研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の心に響く指導を心がけることが必要です。

(5) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。指導にあたっては、生徒の健康状態の把握や個人の能力に応じた指導、天候等を考慮した指導などに留意が必要です。

Ⅲ 今後の予定

- 1 平成30年3月末、「三重県部活動ガイドライン」を公表し、4月から取組を開始します。
- 2 私立学校につきましては、環境生活部を通じて情報提供します。
- 3 7月頃、ガイドラインに基づいた各学校の学校部活動運営方針の策定・見直し、休養日・活動時間の設定等、取組状況について調査を行います。
- 4 休養日の設定や効果的な指導など工夫した取組やガイドライン運用上の課題を共有し、市町教育委員会や校長会等関係者と協議する場を設け、適切な部活動の運営に向け取り組んでいきます。

「三重県部活動ガイドライン」中間案に対するパブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで

2 意見内容

(1) 意見総数

43人（団体）の方々から80件の意見をいただきました。

（同じ内容の意見を1件と数えると、50件に整理されます。）

(2) 項目別意見数

項目	意見数（延数）
全体に関する意見	16（30）
1 学校教育の一環としての部活動	8（9）
(1) 部活動の意義	2（2）
(2) 生徒の健全な成長と教員の働き方の見直しからみた現状と課題	5（6）
(3) 事故防止	1（1）
2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方	26（41）
(1) 適切な活動計画の作成と共通理解	2（2）
(2) 参加大会等の精選	2（4）
(3) 休養日・活動時間の設定	12（23）
(4) 適切な部活動指導に向けた研修の重要性	1（1）
(5) 部活動指導の在り方を見直す	7（9）
(6) 体罰等の行き過ぎた指導の根絶	1（1）
(7) 安全管理と事故発生時の対応	1（1）
合計	50（80）

(3) 主な意見

(全般)

- ・ 教員の働き方改革の視点をふまえた部活動の在り方や、方向性についても明らかにすべきと考える。土日の大会運営や各競技専門部の役割等を担い、生徒以上に教員が疲れてしまっており、教員の本業である授業づくり等に支障をきたしている場合もある。
- ・ 部活動は、生徒にとっての生活面や精神面での成長にとっても有益であると感じる。また、子ども、教師ともに『負担感』を感じる人もいれば、同じ活動でも負担感を感じず活動できる人もいると思う。
- ・ 部活動に参加することによって、さまざまな経験ができる。同じ競技を行う者と切磋琢磨することによる競技力の向上、体力の向上、技術力の向上など得られるものは非常に多い。しかし、結果的に得られるものではなく、あらかじめ何をめざしてどのような活動をするのかを計画的に行う必要があると思う。
- ・ ある一定ラインを決め、みんなで守るということが必要と考える。示された「ガイドライン」が守られるよう、働きかけが必要であり、指導の徹底をお願いしたい。

(現状と課題)

- ・ 部活指導の現場には、「生徒の成長に喜びを感じたり、他の顧問の熱心な指導に影響を受けたりして指導にあたることがある」とありますが、教員が充実感を高め、やりがいを感じ、その他の業務についても指針を持てるようになり、指導力を高めていく場所がそこにはあると思う。

(活動計画の作成)

- ・ 年間計画等の活動計画を立て、指導者・生徒・保護者の中で共通理解を持ちながら部活動を行うことは大切だと思う。また、スポーツ医科学の視点を取り入れることもこれからの指導には必要ではないかと思う。

(参加大会の精選)

- ・ 負担感の増大は、完全週休2日制になって以降の、大会等公式戦の増加によるところが大きいと考える。中間案では、「各校が出場大会等を精選すること」とあるが、増えすぎた大会を大胆に減らしていくという観点が不可欠ではないか。

(休養日・活動時間)

- ・ 基本的に、ガイドラインの作成には賛成である。休養日を設けたり、練習時間を短縮したりすることにも反対ではない。しかし、県からは国体、インターハイ等に向けて強化についても言われている。このような点について配慮してほしい。
- ・ ガイドラインの活動時間で取り組むことは可能だと思う。適切な時間で効果を上げることや、試合の日程等も、振替の休養を取ることで解決できると思う。子どもの未来のため、教師をめざす人のため、教員とその家族のため、実施願いたい。

(部活動の在り方の見直し)

- ・ 「顧問を複数配置することで役割を分担する」ということは、教員の「働き方の見直し」の視点からも、とても有効な手だてだと思う。
- ・ 外部指導者や部活動指導員の活用については、より効果的な指導を行ったり、教員の負担を減らしたりするだけでなく、生徒一人一人により目を配れるようになり、事故等の減少にもつながることも考えられる。また、競技力の向上も期待できる。
- ・ 地域によって指導員が確保できないところもあり得る。学校のみならず人材確保を任せるのではなく、県や市町とも連携しながら、人材確保できるようにしてもらいたい。

(4) 対応状況

対応区分	件数 (延数)
①最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	9 (14)
②意見や提案内容が既に反映されているもの	11 (14)
③最終案や今後の取組の参考にさせていただくもの	28 (50)
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	1 (1)
⑤その他 (①～④に該当しないもの)	1 (1)
合計	50 (80)

9 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

1 概要

平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催に向けて、競技種目別大会を実施する8市町に会場地市町実行委員会が設置され、三重県実行委員会とともに、大会の準備を進めています。

2 主な取組状況

(1) 広報関係

平成29年4月に大会公式ホームページを開設し、会場地市町の観光や特産品の情報を発信するための「観光・おもてなし」ページを公開するとともに、県および各市町の観光サイトへ誘導するようにサイトを構築しました。

大会ポスター、総体ニュースなどの県内コンビニ、協力企業などでの掲示に加え、大会150日前をとらえ、県内主要駅への看板設置、県庁舎への懸垂幕の設置や県公用車、県内郵便集配車への啓発ステッカーの掲出など大会に向けた機運醸成を進めました。

4月7日から大会100日前の4月17日までを広報強化週間とし、各地のイベントでのブース出店、各種メディア出演を実施するとともに、大会ハンドブック、報道ハンドブックの作成など準備を進めます。

また、大会期間中には、記録センター・プレスセンターの設置、主要駅での歓迎装飾および総合案内所の設置などを行います。

(2) 競技関係【別紙1 競技日程】

今年度は、会場地8市町に対し、競技担当教員（16名、週3日）を配置し、競技会場・練習会場の確定、役員・補助員の養成（延べ2,033人）、大会運営経費の試算等を行いました。

4月から競技担当教員の配置を週5日に増員し、競技大会の運営主体である会場地市町とともに、競技会場の設営準備や役員（実人員：2,101人）・補助員（実人員：6,798人）の編成などの運営体制の構築を行い、選手にとって最高の舞台をつくります。

(3) 総合開会式関係【別紙2 総合開会式概要】

総合開会式における歓迎演技の内容検討を進め、10月から各パート練習を始めたところです。また、総合開会式や各競技種目別大会会場を彩る草花装飾の試験栽培等を実施しました。

4月からは、歓迎演技の合同練習会、輸送・警備を含めた運営体制の構築、招待者の選定、一般観覧者の募集などを進めていきます。

●総合開会式概要

日 時：平成 30 年 8 月 1 日（水）10:00～12:06

会 場：県営サンアリーナ（伊勢市）

参加者：選手、監督、役員、招待者、観覧者など

内 容：総合開会式は、大きく式典と歓迎演技で構成されており、式典では、高校生による司会のもと、選手団入場行進、挨拶、祝辞、選手代表宣誓などを行います。歓迎演技では、三重県の高校生が、太鼓、体操、新体操、ダンスパフォーマンス、マーチングなどの演技を行い、参加者をもてなします。その後、高校生活動推進委員が中心となり選手団激励を行ったあと選手団が退場します。

（４）高校生活動関係

高校生活動では、高体連加盟の県立・私立 68 校に設置の学校推進委員会を中心に地元高校生が大会の成功に向けて、多様な活動を実施しています。

各学校では、文化祭やオープンスクール、地域のイベントなどでの PR 活動を 90 回実施しました。

また、10 月から 11 月にかけて、県内 3 か所にて高校生の企画・運営による 300 日前イベントを実施するとともに、カウントダウンボードを県庁や名古屋駅、県内主要 4 駅に設置しました。

このほか、来県する選手・監督への手作り記念品「伊賀くみひものミサンガ」を県内 68 校にて製作中です。

総合開会式では、招待者等をお迎えする受付業務や会場案内、選手団の誘導などを行うとともに、会場を彩る草花装飾の準備や管理作業など多くの高校生が運営に携わります。また、皇族に高校生活動の状況等を発表する御交流会を行います。

また、競技種目別大会では、線審や記録員などの競技補助員や受付、放送、式典補助などの運営補助員として、多くの高校生の活動により、大会に参加する選手をお迎えするとともに、会場での物販やおもてなし活動を実施する予定です。

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

県名	競技種目	会場地 市町名	競技会場	7月							8月																			
				26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
三重県	総合開会式	伊勢市	三重県営サンアリーナ							◎																				
	陸上競技	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場							◎	■	●	●	●	◆															
	水泳(水球)	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場																							■	●	●	◆	
	バレー ボール	男子	伊勢市	三重県営サンアリーナ	○	●	●	●																						
			伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館		●	●	●	◆																					
		女子	津市	三重県総合文化センター							◎																			
			津市	サオリーナ								●	●	●	◆															
			津市	津市立芸濃中学校								●																		
	ソフトテニス	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場					○	●	●	◆	○	●	●	◆															
	ハンドボール	津市	三重県総合文化センター	○																										
			サオリーナ		●	●	●	●	◆																					
			安濃中央総合公園内体育館		●	●																								
		鈴鹿市	三重県立津高等学校		●	●																								
		鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館		●	●	●																							
	サッカー	男子	鈴鹿市	鈴鹿市市民会館												○														
			鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 メイングラウンド													●	●			●	◆								
			鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 第2グラウンド													●	●	●		●									
			鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 第4グラウンド													●	●	●											
			四日市市	四日市市中央緑地陸上競技場													●	●	●		●	●								
			四日市市	四日市市中央緑地フットボール場(A・Bフィールド)													●													
			伊勢市	伊勢フットボールヴィレッジ(A・Dピッチ)													●	●	●											
			伊勢市	伊勢フットボールヴィレッジ(Bピッチ)													●													
		伊賀市	上野運動公園競技場													●	●													
	ソフトボール	熊野市	山崎運動公園								○	●	●	●	◆		○	●	●	●	◆									
		熊野市	熊野市総合グラウンド									●	●	●			●	●	●											
		熊野市	熊野市防災公園野球場									●	●				●	●	●											
	柔道	津市	サオリーナ														■	●	●	◆										
	剣道	伊勢市	三重県営サンアリーナ															○	●	●	◆									
レスリング	津市	メッセウイング・みえ																												
テニス	四日市市	四日市市ドーム							○	●	●	●	●	●	●															
		藪ヶ浦テニスコート								●	●	●	●	●	◆															
		三滝テニスコート								●			●																	
登山	菟野町	三重県立菟野高等学校/菟野町町民センター									■				□															
		三重県民の森(幕营地)									●	●	●	●																
		鈴鹿山脈一帯(三池岳、釈迦ヶ岳、国見岳、御在所山、鎌ヶ岳)										●	●	●																
ウェイトリフティング	亀山市	亀山市文化会館							◎	○																				
		西野公園体育館									●	●	●	◆																
なぎなた	津市	津市久居体育館														■	●	◆												

平成30年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

県名	競技種目	会場地 市町名	競技会場	7月							8月																		
				26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
岐阜県	ボクシング	岐阜市	OKBぎふ清流アリーナ							○	●	●	●	●	◆														
	ホッケー	各務原市	各務原市民会館 川崎重工ホッケースタジアム	○																									
	空手道	岐阜市	岐阜メモリアルセンター で愛ドーム									○	●	●	◆														
	アーチェリー	高山市	飛騨高山ビッグアリーナ 中山公園陸上競技場							○		□																	
	カヌー	海津市	海津市文化センター 長良川国際レガッタコース								○		●	●	◆														
静岡県	体操	静岡市	静岡県草薙総合運動場体育館(このはなアリーナ)									○	●	●	◆														
	サッカー	女子	藤枝市	藤枝市民会館						○																			
			藤枝市	藤枝総合運動公園サッカー場								●	●	●	◆														
			藤枝市	藤枝総合運動公園陸上競技場								●																	
			藤枝市	藤枝総合運動公園多目的広場人工芝広場								●																	
	バドミントン	浜松市	浜松アリーナ 浜松市浜北総合体育館(グリーンアリーナ)										○	●	●	●	◆												
	相撲	沼津市	ふじのくに千本松フォーラム(ブラサヴェルデ)										■	●	◆														
	弓道	袋井市	小笠山総合運動場公園エコパアリーナ										■	●	◆														
自転車競技	トラック	伊豆市	日本サイクルスポーツセンター333メートルトラック、日本競輪学校										○	●	●	●													
自転車競技	ロード	伊豆市	日本サイクルスポーツセンター5キロサーキットコース																										
愛知県	水泳	競泳	名古屋市	日本ガイシアリーナ																									
	バスケットボール	飛込	名古屋市	日本ガイシアリーナ																									
		男子	一宮市	一宮市総合体育館(DIADORAアリーナ、いちい信金アリーナ)								○	●	●	●	◆													
		女子	名古屋市	愛知県体育館									●	●															
	卓球	小牧市	パークアリーナ小牧(小牧市スポーツ公園総合体育館)								○	●	●	●	◆														
	卓球	豊田市	スカイホール豊田										○	●	●	●	◆												
愛知県	ボート	東郷町	東郷町総合体育館 愛知池漕艇場 東郷コース				○																						
	フェンシング	知多市	知多市勤労文化会館 知多市民体育館								○																		
	少林寺拳法	西尾市	西尾市総合体育館									■	●	◆															
和歌山県	ヨット	和歌山市	和歌山セーリングセンター																										

◎:総合閉会式 ○:競技種目別閉会式 ■:競技種目別閉会式後競技 ●:競技 ◆:競技終了後閉会式 □:閉会式

26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

開催日：平成30年 8月 1日(水)
 会場：県営サンアリーナ(伊勢市朝熊町)
 8:00 入場開始
 9:30 入場締切/[式典前映像]
 10:00 [式典]開始
 11:13 [歓迎演技]開始
 11:42 [選手団激励]
 11:57 選手団退場
 12:06 総合開会式終了

【主な出席者】

- ①大会役員、招待者、一般観覧者 (2,400名程度)
 (文部科学大臣、全国高体連会長、日本体育協会会長等、
 会場市町長、都道府県教育長、競技団体役員、協賛各社)
 ②各都道府県選手団 (1,200名程度)
 (陸上競技、バレーボール女子、ウエイトリフティング)

【県内高校生による式典企画運営】

- ①式典運営：
 アナウンス(8名程度)：県内高校生
 先導隊・プラカード(80名程度)：四日市商業、四日市、暁、高田、三重 他
 吹奏楽(120名程度)：白子、皇學館
 合唱(100名程度)：宇治山田、伊勢、明野、松阪工業、松阪、津、津西、
 津東、三重、セントヨゼフ女子学園、桜丘、高田 他
 ②歓迎演技(370名程度)：県内高校生
 ③会場運営(400名程度)：県内高校生

【式典】約1時間

1	皇族御着席	
2	開式通告	ファンファーレI
3	選手団入場	行進曲「Millaie」
4	開会宣言	ファンファーレII
5	国旗儀礼	国歌斉唱
6	大会旗・県旗儀礼	高体連の歌合唱
7	優勝杯返還	本県開催競技
8	大会会長挨拶	全国高体連会長
9	祝辞	
10	歓迎のことは	知事
		会場地代表市長
		生徒代表
11	皇族のおことば	
12	選手代表宣誓	ファンファーレIII
13	閉式通告	ファンファーレIV
14	皇族御退席	

【行進曲】

○選手団入場曲

- ・「Millaie(未来絵)」宮川彬良さん作曲
- ・「ブルー・マリーン」(三重国体マーチ)
(昭和50年国民体育大会使用曲)
- ・マーチ三重
(昭和48年度全国高等学校総合体育大会マーチング演技曲)

○選手団移動曲、選手団退場曲

- ・検討中

【歓迎演技】28分間程度

【テーマ】ええやん!やるで!ここ三重の地で!
 【コンセプト】平成最後のインターハイで、全国から集まった選手達が、明日からの大会に向けた活力を得て、東海の空にはばたく。

章(時間・出演者)	イメージ	演出・ねらい
第1章 6分 〈海と山と空とみえ〉 和太鼓：稲葉特別支援 体操競技：県内高校生 新体操：県内高校生	全国から激戦を突破して きた選手達が、海と山と 空に囲まれた常若の地 三重に来たことを実感す る。	「ようこそ 三重へ」という歓迎の気持ちをダイ ナミックな和太鼓演奏、アクロバティックな体 操演技、三重を連想させる新体操の演技で 表現し、選手たちの心を惹きつけます。
第2章 5分 〈過去から未来へ〉 司会：県内高校生	昭和から始まったインター ハイが、三重の地で平成最 後の大会をむかえる。この 大会が新たな時代への橋 渡りとなり、選手達の未来 での活躍を予感する。	三重の地で、選手達自身が新たな時代へと 向かうさまを、過去から未来を想像させる映 像と高校生のナレーションで表現します。
第3章 5分 〈輝き〉 ダンスパフォーマンス： 三重	未来へはばたく選手達 の爆発的なエネルギー が弾ける。	実際の競技のように直前に精神を集中させる 緊張感やエネルギーを、大勢の体育系の高 校生が細部まで意思の行き渡ったダンスパフ ォーマンスで表現します。
第4章 6分 〈彩る感動〉 マーチング： 相可、松阪工業、三重 カラーガード：松阪工業	競技に挑む選手達(「す る人」と「見る人」、「支 える人」)が一体となる。	積み重ねてきたものの重み、それを確に新し いことに挑戦する意欲を感じてもらうように、 仲間と協力し最大限に力を発揮する情熱溢 れる様子を、マーチング演奏と体育系生徒の カラーガード演技のコラボで表現します。
第5章 6分 〈Millaie(未来絵)〉 第1章～4章の全出演者 他	メッセージを受けとった 選手達が、明日からの大 会に向けた活力を得て、 未来にはばたく。	選手たちの体内に明日からの大会に向けた 活力がみなぎるよう、式典音楽隊による演奏 をバックにダンス隊が演技をするとともに、大 会に関わるすべての生徒が加わって、一体 感溢れる動きを表現します。

【選手団激励】 歓迎演技に引き続き、選手団へ激励を約15分間程度実施。その後、選手団退場。

【式典前映像】

東海4県の高校生が、4県の魅力と開催競技、競技
会場等を紹介する映像作品を制作し、総合開会式開始
前に会場の大型モニターで放映。

【内容】

- ①東海4県の紹介(名所、食文化等)
- ②各競技会場・会場地紹介
- ③東海4県の高校生活動紹介
- ④歓迎映像(大会参加者への激励等)

【企画・撮影】

- ・企画・撮影 東海4県の高校生が担当
- 三重県担当校：桑名西・松阪・鈴鹿

【草花装飾】会場周辺を装飾

≪立体装飾 3点≫

- ・屋内装飾物(みえびい+ウイニンくん) 伊賀白鳳
- ・屋外装飾物(高体連マーク+みえびい) 久居農林
- ・屋外装飾物(シンボルマーク) 四日市農芸



シンボルマーク



高体連マーク



ウイニンくん



みえびい

≪フラワーアレンジメント≫

明野

≪プランター装飾≫

県内農業高校

- ・サルビア、マリーゴールド等を設置
- ・総合開会式周辺および各競技種目別大会会場等に設
置

10 三重県総合教育会議の開催状況について

〔平成29年度第6回三重県総合教育会議〕

- 1 開催年月日 平成30年1月9日
- 2 出席者 三重県知事、三重県教育委員会（教育長、教育委員4名）
ゲストスピーカー：兵庫県立大学大学院特任教授 諏訪清二氏
- 3 協議事項 (1) 防災教育について
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスについて
- 4 協議結果 (○：教育委員会、●：知事、☆：ゲストスピーカー)

(1) 防災教育について

- ☆ 防災教育においては、学力の育成と同様に「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「意欲・関心・態度」の3つを身につけることが重要である。
- ☆ マニュアルをつくることは必要だが、実際の災害はマニュアル通りには起こらない。マニュアルを頭に入れつつ臨機応変に行動することが大切である。
- ☆ 防災教育を推進するには、トップダウンの取組（研修、チームの設置など）とボトムアップの取組（皆が忌憚なく意見を言える場など）の両方が必要である。
- 想定外という言葉で終わらせるのではなく、災害に対する想像力を発揮することが大事である。そのためには過去の被災地の教訓から学ぶことや普段の備え、災害時に瞬時に合理的な判断ができることが重要となる。
- 地域における防災の取組を進めるためには、チームでの対応が重要である。防災ノートについては保護者への周知をさらに図る必要がある。
- 教職員は災害時に学校の特性を踏まえながらマニュアルを実践できる行動力が求められる。中高生は災害時の瞬時の判断力を行動力に変えることが大事である。
- 地域と学校が一体となった災害対応を進めていくためにはコミュニティ・スクールやまちづくり協議会などを活用することが有効である。
- 防災ノートについては、教育委員会において保護者へのさらなる周知を行うなど活用が図られるよう対応をお願いしたい。

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスについて

- 教職員の負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するためには、コミュニティ・スクールなどを活用し、地域と学校のつながりを強化していくことが大事である。
- 教職員の勤務実態は多くの保護者が認識しているので、定時退校日を学校の年間スケジュールに明記するなど、保護者の理解を求めることも有効である。
- 教職員の仕事は境界がなく、ワーク・ライフ・バランスが大事と言うだけでは解決できない。リーダーシップをとるべき校長がある程度トップダウンにより進めていくことも必要である。
- 教職員は真面目で、どれだけでも仕事をやってしまうところがある。子どもたちのために本当によい仕事をするというのはどういうことか、伝えていきたい。
- 教職員の時間外労働の主な要因である学校運営の内容をもっと細かく分類し、無駄はないか、時間外でなくてもできることはないか、突き詰めていく必要がある。働き方改革に成功しているところは、「仕事の見える化」と「チームでの取組」ができているので、このような観点からも進めるべきである。

〔平成29年度第7回三重県総合教育会議〕

- 1 開催年月日 平成30年2月2日
- 2 出席者 知事、教育委員会（教育長、教育委員4名）
- 3 協議事項 (1) 家庭教育と子育て支援について
(2) 幼児教育について

4 協議結果（○：教育委員会、●：知事）

(1) 家庭教育と子育て支援について

- 多くの保護者が抱える不安を安心に変え、自己肯定感を持って子育てができるように、ネウボラのような1対1の関係で相談に乗ってくれる人のネットワークを作り上げていくことが重要である。
- 経営者の中には、子育て中の従業員が働きやすい職場環境を作ることへの理解が少ない人もいるが、そうした環境づくりが業績アップや人材確保につながるということを伝えれば、トップダウンで動いていくはずである。
- すべての保護者に家庭教育の啓発を届けるためには、保護者に見てもらえる印象的で簡潔なツールを用意することが大切である。
- 父親や地域の人の子育てへの参加を促進する工夫が重要である。
- 教育委員会では、子ども・家庭局と連携し、生活習慣の大切さを保護者に伝えながら学力向上にもつなげる取組を行っている。関係部局が連携しながら保護者に家庭教育の啓発をしていくことが効果的である。
- 企業を通じた家庭教育の応援は重要であり、行政の取組と相乗効果を生むこともできるので、イクボスの取組も含め、仕事と家庭の両立の大切さを多くの経営者に理解していただくよう取り組んでいきたい。ネウボラ的な発想の取組も極めて重要であり、個人に対する縦割り支援だけではなく、家族全体を継続的に応援するという取組を増やしていくことが大切である。

(2) 幼児教育について

- 公立幼稚園と小学校の交流は進んでいる一方、私立幼稚園や保育所との交流は進んでいないということが課題である。幼児教育に力を入れることは、次世代を大切にしているという市町の魅力になり定住促進にもつながる。市町間で連携するとともに、切磋琢磨して幼児教育を充実させていくことが大事である。
- 公立・私立の幼稚園・保育所が共通して育てたい子どもの姿を共有することが効果的な連携につながるのではないか。
- 子どもの頃に何を学び、何を身につけるべきかについての保護者の価値観が子どもに与える影響は大きい。幼児教育で育む力について保護者の理解を図っていくことが大事である。
- 保幼小の接続にかかる連携の大切さについて教員の意識改革が必要である。
- 保幼小接続カリキュラムの効果的な実践については、委員からのご指摘を踏まえ、引き続き研究していきたい。
- 保幼小の連携が、縦割り行政など大人の事情で進まないことがあってはならず、解消していかなければならない。すべては子どもたちのためという認識が重要である。

11 審議会等の審議状況について（平成29年11月22日～平成30年2月18日）

1 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第3回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	平成30年2月5日
3 委員	会長 杉浦 礼子 委員 大塚 英郎 他9名（出席者計11名）
4 諮問事項	校長及び教員としての資質の向上に関する指標（最終案）について
5 調査審議結果	<p>「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（最終案）」について協議を行いました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>①指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標はこれまでの協議会で出された意見や審議内容を反映して整理されており、概ねよくできている。全体的な構成や内容も良いのではないかと。 ・本県は、外国人児童生徒の在籍率が高いことから、「グローバル教育・郷土教育」に多文化共生についての記述を入れてはどうか。また、「特別な支援を要する児童生徒への対応」については、インクルーシブ教育の視点に立って、「共に学ぶ」という内容を加えてはどうか。 ・保護者の立場から、教員の多忙化や時間管理について心配に思う。「ワーク・ライフ・バランス」の中で、教員が若い時から適正な勤務時間について意識するという内容を入れてはどうか <p>②その他（指標の周知・活用について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標に示した資質能力をそれぞれの研修講座の中で確実に身に付けることができるよう、研修計画を構築していきたい。 ・教職着任時の姿が具体的に示されたことで、大学のカリキュラムの中で取り入れていかなければならない要素がいくつかあることがわかった。足りない部分については新たなカリキュラムを設ける等したい。 ・保護者や学校運営協議会等への周知が必要である。また、市町単独で実施している研修を、周りの市町を巻き込み、地域ごとにまとめて合同で実施することも検討したい。 ・指標を策定した趣旨や内容について、理解を深めていただけるような周知をしてほしい。
6 備考	

2 三重県教育職員特別免許状授与審査委員

1 審議会等の名称	三重県教育職員特別免許状授与審査委員
2 開催年月日	平成 29 年 12 月 11 日
3 委員	鶴原 清志 荻原 くるみ 室谷 隆子 中谷 文弘 中川 悦子 丸口 典子 (出席者計 6 名)
4 諮問事項	特別免許状の授与について
5 調査審議結果	<p>任命権者から推薦のあった特別免許状の教育職員検定申請 1 件について、審査を行った結果、特別免許状を授与することが妥当である旨の意見書が、三重県教育委員会へ提出されました。</p> <p>※ 特別免許状制度は、教育職員免許法の規定に基づき、優れた知識や技能を有する社会人に、都道府県教育委員会が免許状を授与するものです。</p>
6 備考	

3 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成 30 年 1 月 18 日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 岩本 彰太郎 委員 金井 剛 他 11 名 (出席者計 13 名)
4 諮問事項	平成 30 年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された個々の幼児、児童および生徒の障がいの種別、程度および観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかどうかの判定と学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、三重県教育委員会に対して、137 名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定：平成 31 年 1 月中旬

4 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成 30 年 1 月 15 日
3 委員	会 長 櫻井 治男 副会長 坂井 秀弥 委 員 林 良彦 他 17 名 (出席者計 15 名)
4 諮問事項	平成 29 年度三重県指定文化財の指定等に関する諮問、審議および答申について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が諮問した三重県指定文化財の新指定 3 件について、審議の結果、いずれも諮問どおり答申されました。</p> <p>・新指定の答申が行われたもの【有形文化財 3 件】</p> <p>(建造物) <small>そうとくじ そうとう</small> 宗徳寺の層塔 1 基</p> <p>(書跡) <small>こんしきんごん じせんじゆせんげん だ ち にきょう</small> 紺紙金銀字千手千眼陀羅尼經 1 卷</p> <p><small>つきたり きょうばこ ごう</small> 附 經箱 1 合</p> <p>(考古資料) <small>てんぱくいせきしゆつどのん</small> 天白遺跡出土品 2,213 点</p>
6 備考	<p>次回開催予定：平成 30 年 7 月頃</p> <p>次回審議会では平成 30 年度の三重県指定候補文化財について諮問する予定</p>